工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
利根川水系砂防事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事
工事地名	群馬県吾妻郡長野原町大字大津地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 7月	
２）	事務所名	利根川水系砂防事務所　工務課	
３）	工事番号	2026090002	
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	
５）	変更回数	0回	
６）	主 工 種	砂防・地すべり等工事	
７）	工 事 量		
８）	工　　期	196日間　自　令和 8年10月15日	
		（当初）　至　令和 9年 4月28日	
		（ 0回変更）　至　年　月　日	
９）	施 工 県	群馬県	
１０）	地　　区	長野原地区	
１１）	河川・路線	利根川上流	
１２）	設 計 年 月	令和 8年 8月	
１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
１４）	単価適用年月	2026年 8月	
１５）	歩掛適用年月	2026年 8月	
１６）	前請負工事費	0	
１７）	前請負代金額	0	
１８）	調 整 区 分	0	
１９）	共通仮設費対象額		
２０）	現場管理費対象額		
２１）	一般管理費等対象額		
２２）	処 分 費 等	775,410	
２３）	公 告 日	令和 8年 7月30日	
２４）	入 札 締 切 日	年　月　日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：
砂防事業費	直轄砂防事業費	工事費	

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
流路		式	1		43,872,789			
砂防土工		式	1		5,034,588			
掘削工(ICT)		式	1		1,079,960			
掘削(砂防)(ICT)	岩塊･玉石	m3	980	1,102	1,079,960			単-1号
盛土工		式	1		40,056			
盛土(流用土)	2.5m以上4.0m未満	m3	40	845.4	33,816			単-2号
盛土(流用土)	転圧無	m3	20	312	6,240			単-3号
盛土工(ICT)		式	1		15,312			
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	60	255.2	15,312			単-4号
残土処理工		式	1		3,899,260			
整地	残土受入れ地での処理	式	1		165,880			内-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		3,733,380			内-2号

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
流路護岸工		式	1		27,629,939			
作業土工		式	1		1,223,175			
床掘り（掘削（砂防））	岩塊･玉石	式	1		435,955			内-3号
埋戻し	転圧有	式	1		721,440			内-4号
基礎面整形	土砂	m2	130	506	65,780			単-5号
石積擁壁工		式	1		15,085,912			
ｺﾝｸﾘｰﾄ	21-8-40（高炉）	m3	212	32,210	6,828,520			単-6号
間詰ｺﾝｸﾘｰﾄ		式	1		237,395			内-5号
石積	玉石　φ300mm内外	m2	182	20,070	3,652,740			単-7号
石張	玉石　φ300mm内外	m2	131	16,400	2,148,400			単-8号
目地板	樹脂発泡体（15倍発泡）t=10	式	1		62,400			内-6号
水抜ﾊﾟｲﾌﾟ	φ50 ﾌｨﾙﾀｰ有	式	1		37,657			内-7号

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠		式	1		1,273,800			内-8号
足場		式	1		845,000			内-9号
耐酸処理工		式	1		11,320,852			
耐酸処理Ｂ		m2	37	9,316	344,692			単-9号
耐酸処理Ｄ		m2	312	35,180	10,976,160			単-10号
構造物撤去工		式	1		373,272			
構造物取壊し工		式	1		209,376			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物	m3	24	8,724	209,376			単-11号
運搬処理工		式	1		163,896			
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（無筋）	m3	24	2,260	54,240			単-12号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻（無筋）	m3	24	4,569	109,656			単-13号
仮設工		式	1		10,834,990			

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事用道路工		式	1		913,820			
仮道路		式	1		812,550			内-10号
工事用道路補修		式	1		101,270			内-11号
砂防仮締切工		式	1		8,344,300			
土砂締切		式	1		81,192			内-12号
ｺﾝｸﾘｰﾄ締切		式	1		8,263,108			内-13号
水替工		式	1		928,870			
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	作業時排水	式	1		288,070			内-14号
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	常時排水	式	1		640,800			内-15号
交通管理工		式	1		648,000			
交通誘導警備員		式	1		648,000			内-16号
橋梁下部		式	1		10,876,460			

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋台工		式	1		9,973,970			
作業土工		式	1		2,204,980			
床掘り	岩塊･玉石	式	1		336,000			内-17号
埋戻し	転圧有	式	1		1,843,680			内-18号
基面整正	土砂	m2	50	506	25,300			単-14号
橋台躯体工		式	1		7,564,038			
基礎材	RC-40 t=20cm	m2	46	1,786	82,156			単-15号
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-40(高炉) t=10cm	m2	46	4,663	214,498			単-16号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3	99	28,940	2,865,060			単-17号
鉄筋	SD345 D29～D32	t	3.61	259,200	935,712			単-18号
鉄筋	SD345 D16～D25	t	3.33	307,200	1,022,976			単-19号
鉄筋	SD345 D13	t	0.3	358,600	107,580			単-20号

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠		式	1		1,453,036			内-19号
支保		式	1		102,870			内-20号
足場		式	1		780,150			内-21号
耐酸処理工		式	1		204,952			
耐酸処理Ｂ		m2	22	9,316	204,952			単-21号
構造物撤去工		式	1		830,490			
構造物取壊し工		式	1		321,206			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物	m3	35	8,724	305,340			単-22号
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	式	1		2,922			内-22号
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m2	59	219.4	12,944			単-23号
旧橋撤去工		式	1		201,014			
鋼製高欄撤去		m	16	1,549	24,784			単-24号

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
桁材撤去		t	6	9,535	57,210			単-25号
木板撤去	t=5cm	m2	55	2,164	119,020			単-26号
運搬処理工		式	1		308,270			
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	35	2,260	79,100			単-27号
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	3	7,810	23,430			単-28号
殻運搬	木材(角材、合板等)	t	2	2,898	5,796			単-29号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	35	4,569	159,915			単-30号
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	3	1,175	3,525			単-31号
殻処分	木材(角材、合板等)	m3	3	6,000	18,000			単-32号
現場発生品運搬	旧橋鋼材	式	1		18,504			内-23号
仮設工		式	1		72,000			
交通管理工		式	1		72,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員		式	1		72,000			内-24号
直接工事費		式	1		54,749,249			
共通仮設費		式	1		7,997,016			
共通仮設費		式	1		3,086,016			
安全費		式	1		1,202,016			
落石防護ﾈｯﾄ		式	1		1,202,016			内-25号
技術管理費		式	1		1,404,000			
地質調査費		式	1		258,000			内-26号
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-27号
現場環境改善費（率計上）		式	1		480,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		4,911,000			
純工事費		式	1		62,746,265			

設計内訳書

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（当　初）	事業区分	砂防･地すべり対策
			工事区分	流路

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費		式	1		18,796,000			
工事原価		式	1		81,542,265			
一般管理費等		式	1		15,317,735			
工事価格		式	1		96,860,000			
消費税相当額		式	1		9,686,000			
工事費計		式	1		106,546,000			

一式当たり内訳書

整地

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	1,300	127.6	165,880			
合　計					165,880			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 22.5km以下	m３	1,260	2,963	3,733,380			
合　計					3,733,380			

一式当たり内訳書

床掘り(掘削(砂防))

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（砂防）	岩塊･玉石 3,000m3未満 無し	m３	650	670.7	435,955			
合　計					435,955			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　4号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	360	2,004	721,440			
合　計					721,440			

一式当たり内訳書

間詰ｺﾝｸﾘｰﾄ

第　5号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般部コンクリート打設	10m3/日未満 無 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 無 特殊養生 標準(1.0)	m３	5	31,750	158,750			
コンクリート養生（砂防工）		m３	5	1,143	5,715			
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(30倍発泡)t=20	m２	10	4,977	49,770			
型枠工［砂防］	標準(1.0)	m２	2	11,580	23,160			
合　計					237,395			

一式当たり内訳書

目地板

第　6号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	15	4,160	62,400			
合　計					62,400			

一式当たり内訳書

水抜ﾊﾟｲﾌﾟ

第　7号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
硬質塩化ビニル管	一般管　ＶＰ－５０	m	62	521	32,302			
吸い出し防止シート	河川護岸用　ｔ＝１０ｍｍ	ｍ２	7	765	5,355			
合　計					37,657			

一式当たり内訳書

型枠

第　8号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠工［砂防］	標準(1.0)	m２	110	11,580	1,273,800			
合　計					1,273,800			

一式当たり内訳書

足場

第　9号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	単管傾斜足場 必要 標準	掛ｍ２	200	4,225	845,000			
合　計					845,000			

一式当たり内訳書

仮道路

第　10号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（砂防）	岩塊･玉石 3,000m3未満 無し	m３	40	670.7	26,828			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊･玉石	m３	310	312	96,720			
土砂等運搬（砂防）	標準 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 0.5km以下	m３	310	523.3	162,223			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊･玉石	m３	310	312	96,720			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊･玉石	m３	310	312	96,720			
土砂等運搬（砂防）	標準 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 0.5km以下	m３	310	523.3	162,223			
整地	残土受入れ地での処理	m３	310	127.6	39,556			
基面整正		m２	260	506	131,560			
合　計					812,550			

一式当たり内訳書

工事用道路補修

第　11号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事用道路補修工	道路幅 4m、未舗装	m	260	389.5	101,270			
合　計					101,270			

一式当たり内訳書

土砂締切

第　12号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
砂防土砂仮締切	締切盛土設置 地山 岩塊･玉石	m３	80	691.7	55,336			
砂防土砂仮締切	締切盛土撤去 ﾙｰｽﾞ 岩塊･玉石	m３	80	323.2	25,856			
合　計					81,192			

一式当たり内訳書

ｺﾝｸﾘｰﾄ締切

第　13号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
木製型枠設置・撤去,ケレンはく離剤塗布作業	標準(1.0)	ｍ２	310	11,580	3,589,800			
足場設置及び撤去		ｍ	10	3,019	30,190			
コンクリート打設	無 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 無 80(m3/日)以上140(m3/日)未満 一般養生 標準(1.0)	ｍ３	106	28,250	2,994,500			
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	ｍ３	106	8,724	924,744			
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 14.4km以下 全ての費用	ｍ３	106	2,260	239,560			
処分費（ｍ３）		ｍ３	106	4,569	484,314			
合　計					8,263,108			

一式当たり内訳書

ﾎﾟﾝﾌﾟ排水

第　14号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	1	94,070	94,070			
ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 作業時排水	日	10	19,400	194,000			
合　計					288,070			

一式当たり内訳書

ﾎﾟﾝﾌﾟ排水

第　15号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 常時排水	日	16	40,050	640,800			
合　計					640,800			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　16号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	36	18,000	648,000			
合　計					648,000			

一式当たり内訳書

床掘り

第　17号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	岩塊･玉石 標準 無し 無し	m３	1,000	336	336,000			
合　計					336,000			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　18号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	920	2,004	1,843,680			
合　計					1,843,680			

一式当たり内訳書

型枠

第　19号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	m２	140	10,370	1,451,800			
円形型枠	φ125	m	3	412	1,236			
合　計					1,453,036			

一式当たり内訳書

支保

第　20号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
パイプサポート支保・くさび結合支保	くさび結合支保 f≦40kN/m2[t≦120cm] 標準(1.0)	空m３	10	3,833	38,330			
パイプサポート支保・くさび結合支保	くさび結合支保 40kN/m2<f≦80kN/m2[120<t≦250cm] 標準(1.0)	空m３	10	6,454	64,540			
合　計					102,870			

一式当たり内訳書

足場

第　21号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛m２	150	5,201	780,150			
合　計					780,150			

一式当たり内訳書

舗装版切断

第　22号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下 全ての費用	m	4	730.5	2,922			
合　計					2,922			

一式当たり内訳書

現場発生品運搬

第　23号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称4～4.5t積級 吊能力2.9t 無し 6.0km以下	t	6	3,084	18,504			
合　計					18,504			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　24号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	4	18,000	72,000			
合　計					72,000			

一式当たり内訳書

落石防護ﾈｯﾄ

第　25号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
落石防止網(繊維網)設置工	ﾈｯﾄ(ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ37.5×37.5)	m２	570	1,451	827,070			
落石防止網(繊維網)撤去工	ﾈｯﾄ(ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ37.5×37.5)	m２	570	657.8	374,946			
合　計					1,202,016			

一式当たり内訳書

地質調査費

第　26号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
地質調査費（一式入力）	258千円	式	1		258,000			
合　計					258,000			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　27号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	式	1		548,000			
合　計					1,146,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(砂防)(ICT)	岩塊･玉石	単位	m3	数量	1	単価	1,102

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 （砂防） （ＩＣＴ）	岩塊・玉石 3000m3未満 無し	ｍ３	1	1,102	1,102	
計					1,102	
単価					1,102	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	盛土(流用土)	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	845.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体 （築堤） 盛土	2.5m以上4.0m未満	ｍ３	1	845.4	845.4	
計					845.4	
単価					845.4	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	盛土(流用土)	転圧無	単位	m3	数量	1	単価	312

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込（ルーズ） (砂防)	標準 岩塊・玉石	ｍ３	1	312	312	
計					312	
単価					312	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	255.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	20,000m3未満 無し	ｍ３	1	255.2	255.2	
計					255.2	
単価					255.2	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	基礎面整形	土砂	単位	m2	数量	1	単価	506

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基面整正		m２	1	506	506	
計					506	
単価					506	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	21-8-40(高炉)	単位	m3	数量	100	単価	32,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一般部コンクリート打設	10m3/日未満 無 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 無 特殊養生 標準(1.0)	m３	52.6	31,750	1,670,050	
一般部コンクリート打設	10m3/日以上30m3/日未満 無 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 無 特殊養生 標準(1.0)	m３	47.4	30,300	1,436,220	
コンクリート養生（砂防工）		m３	100	1,143	114,300	
計					3,220,570	
単価					32,210	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	石積	玉石　φ300mm内外	単位	m2	数量	1	単価	20,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
石積（張）	積工 練石 玉石	m２	1	12,470	12,470	
石積（張）（材料費）	玉石	m２	1	7,600	7,600	
計					20,070	
単価					20,070	円／m2

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	石張	玉石　φ300mm内外	単位	m2	数量	1	単価	16,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
石積（張）	張工 練石 玉石	m２	1	8,793	8,793	
石積（張）（材料費）	玉石	m２	1	7,600	7,600	
計					16,393	
単価					16,400	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	耐酸処理Ｂ		単位	m2	数量	1	単価	9,316

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
耐酸処理工 耐酸処理Ｂ	プライマー	ｍ２	1	749.8	749.8	
耐酸処理工 耐酸処理Ｂ	下塗・耐酸性樹脂	ｍ２	1	2,588	2,588	
耐酸処理工 耐酸処理Ｂ	上塗・耐酸性樹脂	ｍ２	1	1,480	1,480	
樹脂接着剤（耐酸処理Ｂ）	Ａ１プライマー 0.15kg/m2以上	ｍ２	1	420	420	
耐酸性樹脂（耐酸処理Ｂ）	下塗材 0.5kg/m2以上	ｍ２	1	2,000	2,000	
耐酸性樹脂（耐酸処理Ｂ）	上塗材 0.2kg/m2以上	ｍ２	1	560	560	
冬期養生	ジェットヒーター	ｍ２	1	1,518	1,518	
計					9,315.8	
単価					9,316	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	耐酸処理Ｄ		単位	m2	数量	1	単価	35,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
耐酸処理工 耐酸処理Ｄ	下塗・耐酸性接着材	ｍ２	1	1,737	1,737	
耐酸処理工 耐酸処理Ｄ	耐酸性樹脂モルタル	ｍ２	1	11,660	11,660	
耐酸処理工 耐酸処理Ｄ	上塗・耐酸性樹脂 2回塗り	ｍ２	1	5,211	5,211	
樹脂接着剤（耐酸処理Ｄ）	プライマー 0.17kg/m2以上	ｍ２	1	476	476	
耐酸性樹脂（耐酸処理Ｄ）	樹脂モルタル用エポキシ樹脂 3.09kg/m2以上	ｍ２	1	11,800	11,800	
硅砂（耐酸処理Ｄ）	樹脂モルタル用硅砂 15.448kg/m2以上 5号･7号(4:6)	ｍ２	1	1,480	1,480	
耐酸性樹脂（耐酸処理Ｄ）	上塗材 0.17kg/m2以上(1回目)	ｍ２	1	476	476	
樹脂接着剤（耐酸処理Ｄ）	上塗用プライマー 0.122kg/m2以上	ｍ２	1	341	341	
耐酸性樹脂（耐酸処理Ｄ）	上塗材 0.17kg/m2以上(2回目)	ｍ２	1	476	476	
冬期養生	ジェットヒーター	ｍ２	1	1,518	1,518	
計					35,175	

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	耐酸処理Ｄ		単位	m2	数量	1	単価	35,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単価					35,180	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物	単位	m3	数量	1	単価	8,724

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m３	1	8,724	8,724	
計					8,724	
単価					8,724	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,260

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 14.4km以下 全ての費用	m３	1	2,260	2,260	
計					2,260	
単価					2,260	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,569

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	4,569	4,569	
計					4,569	
単価					4,569	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	基面整正	土砂	単位	m2	数量	1	単価	506

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基面整正		ｍ２	1	506	506	
計					506	
単価					506	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	基礎材	RC-40 t=20cm	単位	m2	数量	1	単価	1,786

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	17.5cmを超え20.0cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	1	1,786	1,786	
計					1,786	
単価					1,786	円／m2

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-40(高炉) t=10cm	単位	m2	数量	46	単価	4,663

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋・鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 各種 特殊養生(練炭､ｼﾞｪｯﾄﾋｰﾀ) 全ての費用	m３	4.6	43,200	198,720	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	m２	3	5,257	15,771	
計					214,491	
単価					4,663	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	単位	m3	数量	1	単価	28,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋台・橋脚コンクリート打設	24-8-25(20)(高炉) 特殊養生(練炭) 無 無	m３	1	28,940	28,940	
計					28,940	
単価					28,940	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	鉄筋	SD345 D29～D32	単位	t	数量	1	単価	259,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D29～D32 標準	t	1	259,200	259,200	
計					259,200	
単価					259,200	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	鉄筋	SD345 D16～D25	単位	t	数量	1	単価	307,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D16～D25 標準	t	1	307,200	307,200	
計					307,200	
単価					307,200	円／t

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	358,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	358,600	358,600	
計					358,600	
単価					358,600	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	耐酸処理Ｂ		単位	m2	数量	1	単価	9,316

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
耐酸処理工 耐酸処理Ｂ	プライマー	ｍ２	1	749.8	749.8	
耐酸処理工 耐酸処理Ｂ	下塗・耐酸性樹脂	ｍ２	1	2,588	2,588	
耐酸処理工 耐酸処理Ｂ	上塗・耐酸性樹脂	ｍ２	1	1,480	1,480	
樹脂接着剤（耐酸処理Ｂ）	Ａ１プライマー 0.15kg/m2以上	ｍ２	1	420	420	
耐酸性樹脂（耐酸処理Ｂ）	下塗材 0.5kg/m2以上	ｍ２	1	2,000	2,000	
耐酸性樹脂（耐酸処理Ｂ）	上塗材 0.2kg/m2以上	ｍ２	1	560	560	
冬期養生	ジェットヒーター	ｍ２	1	1,518	1,518	
計					9,315.8	
単価					9,316	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物	単位	m3	数量	1	単価	8,724

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	m３	1	8,724	8,724	
計					8,724	
単価					8,724	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	単位	m2	数量	1	単価	219.4

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	m２	1	219.4	219.4	
計					219.4	
単価					219.4	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	鋼製高欄撤去		単位	m	数量	1	単価	1,549

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
高欄撤去		m	1	1,549	1,549	
計					1,549	
単価					1,549	円／m

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	桁材撤去		単位	t	数量	1	単価	9,535

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
桁１次切断・撤去	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ 排出ｶﾞｽ対策型 油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 25t吊 無し 標準	t	1	9,535	9,535	
計					9,535	
単価					9,535	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	木板撤去	t=5cm	単位	m2	数量	1	単価	2,164

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横矢板設置・撤去	撤去	m２	1	2,164	2,164	
計					2,164	
単価					2,164	円／m2

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	2,260

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 14.4km以下 全ての費用	m３	1	2,260	2,260	
計					2,260	
単価					2,260	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	7,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要､舗装版厚15cm以下) 無し 60.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	7,810	7,810	
計					7,810	
単価					7,810	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	殻運搬	木材(角材、合板等)	単位	t	数量	1	単価	2,898

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 無し 6.0km以下	t	1	2,898	2,898	
計					2,898	
単価					2,898	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,569

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	4,569	4,569	
計					4,569	
単価					4,569	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	1,175

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	1,175	1,175	
計					1,175	
単価					1,175	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	殻処分	木材(角材、合板等)	単位	m3	数量	1	単価	6,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	6,000	6,000	
計					6,000	
単価					6,000	円／m3

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	一般部コンクリート打設	10m3/日未満 無 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 無 特殊養生 標準(1.0)	単位	ｍ３	数量	100	単価	31,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	3	32,300	96,900	
特殊作業員		人	7.1	27,100	192,410	
普通作業員		人	7.2	25,300	182,160	
生コンクリート	21-8-40(高炉)	ｍ３	104	24,300	2,527,200	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	2.8	53,200	148,960	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		27,370	
計					3,175,000	
単価					31,750	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	一般部コンクリート打設	10m3/日以上30m3/日未満 無 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 無 特殊養生 標準(1.0)	単位	ｍ３	数量	100	単価	30,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.6	32,300	83,980	
特殊作業員		人	5	27,100	135,500	
普通作業員		人	5.6	25,300	141,680	
生コンクリート	21-8-40(高炉)	ｍ３	104	24,300	2,527,200	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	2.2	53,200	117,040	
諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		24,600	
計					3,030,000	
単価					30,300	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート養生（砂防工）		単位	ｍ３	数量	10	単価	1,143

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.4	25,300	10,120	
諸雑費（率＋まるめ） 13%		式	1		1,310	
計					11,430	
単価					1,143	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	型枠工［砂防］	標準(1.0)	単位	ｍ２	数量	100	単価	11,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	3.9	32,300	125,970	
型わく工		人	14.9	31,200	464,880	
特殊作業員		人	0.85	27,100	23,035	
普通作業員		人	8.5	25,300	215,050	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	2.3	53,200	122,360	
諸雑費（率＋まるめ） 25%		式	1		206,705	
計					1,158,000	
単価					11,580	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	単管傾斜足場 必要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	4,225

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.5	32,300	48,450	
とび工		人	6.1	28,000	170,800	
普通作業員		人	2.7	25,300	68,310	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.8	53,200	42,560	
諸雑費（率＋まるめ） 28%		式	1		92,380	
計					422,500	
単価					4,225	円／掛ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	耐酸処理工 耐酸処理B	プライマー	単位	m２	数量	100	単価	749.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.1	32,300	3,230	
特殊作業員		人	2	27,100	54,200	
普通作業員		人	0.5	25,300	12,650	
諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		4,900	
計					74,980	
単価					749.8	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	耐酸処理工 耐酸処理B	下塗・耐酸性樹脂	単位	m２	数量	100	単価	2,588

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	32,300	32,300	
特殊作業員		人	4	27,100	108,400	
普通作業員		人	4	25,300	101,200	
諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		16,900	
計					258,800	
単価					2,588	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	耐酸処理工 耐酸処理B	上塗・耐酸性樹脂	単位	m２	数量	100	単価	1,480

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.2	32,300	6,460	
特殊作業員		人	3	27,100	81,300	
普通作業員		人	2	25,300	50,600	
諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		9,640	
計					148,000	
単価					1,480	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	冬期養生	ジェットヒーター	単位	m２	数量	100	単価	1,518

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	4	25,300	101,200	
諸雑費（率＋まるめ） 50%		式	1		50,600	
計					151,800	
単価					1,518	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	耐酸処理工 耐酸処理D	下塗・耐酸性接着材	単位	m２	数量	100	単価	1,737

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.2	32,300	6,460	
特殊作業員		人	4	27,100	108,400	
普通作業員		人	2	25,300	50,600	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		8,240	
計					173,700	
単価					1,737	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	耐酸処理工 耐酸処理D	耐酸性樹脂モルタル	単位	m２	数量	100	単価	11,660

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	3	32,300	96,900	
特殊作業員		人	15	27,100	406,500	
普通作業員		人	24	25,300	607,200	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		55,400	
計					1,166,000	
単価					11,660	円／m２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	耐酸処理工 耐酸処理D	上塗・耐酸性樹脂 2回塗り	単位	m２	数量	100	単価	5,211

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.6	32,300	19,380	
特殊作業員		人	12	27,100	325,200	
普通作業員		人	6	25,300	151,800	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		24,720	
計					521,100	
単価					5,211	円／m２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	m３	数量	1	単価	8,724

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	昼間　機械施工　制約無	m３	1	8,724	8,724	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,724	
単価					8,724	円／m３

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m３）		単位	m３	数量	100	単価	4,569

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m３	100	4,569	456,900	
計					456,900	
単価					4,569	円／m３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用道路補修工	道路幅 4m、未舗装	単位	m	数量	100	単価	389.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	0.67	25,300	16,951	
バックホウ運転	クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3 排対2次	日	0.33	66,640	21,991	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					38,950	
単価					389.5	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	砂防土砂仮締切	締切盛土設置 地山 岩塊･玉石	単位	ｍ３	数量	100	単価	691.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ（クローラ型）運転		日	1.19	58,120	69,162	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					69,170	
単価					691.7	円／ｍ３

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	砂防土砂仮締切	締切盛土撤去 ﾙｰｽﾞ 岩塊･玉石	単位	ｍ３	数量	100	単価	323.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.556	58,120	32,314	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					32,320	
単価					323.2	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	木製型枠設置・撤去,ケレンはく離 剤塗布作業	標準(1.0)	単位	ｍ２	数量	100	単価	11,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	3.9	32,300	125,970	
型わく工		人	14.9	31,200	464,880	
特殊作業員		人	0.85	27,100	23,035	
普通作業員		人	8.5	25,300	215,050	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	2.3	53,200	122,360	
諸雑費（率＋まるめ） 25%		式	1		206,705	
計					1,158,000	
単価					11,580	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場設置及び撤去		単位	m	数量	10	単価	3,019

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.1	32,300	3,230	
とび工		人	0.4	28,000	11,200	
普通作業員		人	0.4	25,300	10,120	
諸雑費（率＋まるめ） 23%		式	1		5,640	
計					30,190	
単価					3,019	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート打設	無 生ｺﾝｸﾘｰﾄ各種 無 80(m3/日)以上140(m3/日)未満 一般養生 標準(1.0)	単位	ｍ３	数量	100	単価	28,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.4	32,300	45,220	
特殊作業員		人	2.9	27,100	78,590	
普通作業員		人	3.8	25,300	96,140	
生コンクリート	18-8-40(高炉) W/C指定無し	ｍ３	104	24,000	2,496,000	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.1	53,200	58,520	
諸雑費（率＋まるめ） 23%		式	1		50,530	
計					2,825,000	
単価					28,250	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価	94,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	32,300	16,150	
特殊作業員		人	0.1	27,100	2,710	
普通作業員		人	2	25,300	50,600	
バックホウ運転		日	0.5	49,220	24,610	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					94,070	
単価					94,070	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	19,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.14	27,100	3,794	
工事用水中ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 作業時排水	日	1	1,457	1,457	
発動発電機運転	120以上450(m3/h)未満 10m 作業時排水	日	1	13,230	13,230	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		919	
計					19,400	
単価					19,400	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	40,050

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.17	27,100	4,607	
工事用水中ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	1,335	1,335	
発動発電機運転	120以上450(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	32,950	32,950	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		1,158	
計					40,050	
単価					40,050	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	18,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	18,000	18,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					18,000	
単価					18,000	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	橋台・橋脚コンクリート打設	24-8-25(20)(高炉) 特殊養生(練炭) 無 無	単位	ｍ３	数量	10	単価	28,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.06	32,300	1,938	
特殊作業員		人	0.18	27,100	4,878	
普通作業員		人	0.24	25,300	6,072	
生コンクリート　高炉	２４－８－２５（２０）	ｍ３	10.2	24,600	250,920	
コンクリートポンプ車運転ブーム式９０～１１０ｍ３	無	日	0.06	98,130	5,887	
養生工	鉄筋構造物 特殊養生(練炭)	ｍ３	10	1,917	19,170	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		535	
計					289,400	
単価					28,940	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D29～D32 標準	単位	t	数量	1	単価	259,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工	SD345 D29～D32 標準	t	1	169,400	169,400	
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D29～D32 標準	t	1	89,820	89,820	
計					259,220	
単価					259,200	円／t

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	307,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工	SD345 D16～D25 標準	t	1	188,000	188,000	
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	t	1	119,200	119,200	
計					307,200	
単価					307,200	円／t

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	加工・組立 一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	358,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工	SD345 D13 標準	t	1	213,800	213,800	
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	144,800	144,800	
計					358,600	
単価					358,600	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パイプサポート支保・くさび結合支保	くさび結合支保 f≦40kN/m2[t≦120cm] 標準(1.0)	単位	空ｍ３	数量	100	単価	3,833

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.4	32,300	45,220	
型わく工		人	1.3	31,200	40,560	
とび工		人	3.3	28,000	92,400	
普通作業員		人	3.3	25,300	83,490	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.5	53,200	26,600	
諸雑費（率＋まるめ） 33%		式	1		95,030	
計					383,300	
単価					3,833	円／空ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パイプサポート支保・くさび結合支保	くさび結合支保 40kN/m2<f≦80kN/m2[120<t≦250cm] 標準(1.0)	単位	空ｍ３	数量	100	単価	6,454

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	2.1	32,300	67,830	
型わく工		人	2.7	31,200	84,240	
とび工		人	4.2	28,000	117,600	
普通作業員		人	6	25,300	151,800	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.2	53,200	63,840	
諸雑費（率＋まるめ） 33%		式	1		160,090	
計					645,400	
単価					6,454	円／空ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	5,201

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.6	32,300	51,680	
とび工		人	8.5	28,000	238,000	
普通作業員		人	1.3	25,300	32,890	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.4	53,200	74,480	
諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		123,050	
計					520,100	
単価					5,201	円／掛ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	横矢板設置・撤去	撤去	単位	m２	数量	10	単価	2,164

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.2	32,300	6,460	
普通作業員		人	0.6	25,300	15,180	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					21,640	
単価					2,164	円／m２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	1,175

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	ｍ３	100	1,175	117,500	
計					117,500	
単価					1,175	円／ｍ３

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	6,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	木材(角材、合板等)	ｍ３	100	6,000	600,000	
計					600,000	
単価					6,000	円／ｍ３

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	落石防止網(繊維網)設置工	ﾈｯﾄ(ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ37.5×37.5)	単位	m２	数量	100	単価	1,451

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	5.2	25,300	131,560	
落石防止網	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ37.5×37.5 損率30%	m２	100	135	13,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		40	
計					145,100	
単価					1,451	円／m２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	落石防止網(繊維網)撤去工	ﾈｯﾄ(ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ37.5×37.5)	単位	ｍ２	数量	100	単価	657.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人	2.6	25,300	65,780	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					65,780	
単価					657.8	円／ｍ２

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	地質調査費（一式入力）	258千円	単位	式	数量	1	単価	258,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査費		式	1		258,000	
計					258,000	
単価					258,000	円／式

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	単位	式	数量	1	単価	548,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000	
計					548,000	
単価					548,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転	クローラ型 山積0.8m3 平積0.6m3 排対2次	単位	日	数量	1	単価	66,640

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	27,900	27,900	
軽油		L	87	147	12,789	
バックホウ（クローラ型）［標準型］	排出ガス対策型（第２次）　バケット容量０．８ｍ３	供用日	1.5	17,300	25,950	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					66,640	
単価					66,640	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	58,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	27,900	27,900	
軽油		L	107	147	15,729	
バックホウ（クローラ）［標準］	バケット容量０．８ｍ３	日	1.61	9,000	14,490	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					58,120	
単価					58,120	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価	49,220

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	27,900	27,900	
軽油		L	45	147	6,615	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.47	10,000	14,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					49,220	
単価					49,220	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	1,457

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径１５０ｍｍ　全揚程１０ｍ	日	1.2	299	358	
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径２００ｍｍ　全揚程１０ｍ	日	2.4	458	1,099	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,457	
単価					1,457	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	120以上450(m3/h)未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	13,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	68	147	9,996	
発動発電機［ディーゼルエンジン駆動］	７５ｋＶＡ	日	1.2	2,690	3,228	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					13,230	
単価					13,230	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	120以上450(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	1,335

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径１５０ｍｍ　全揚程１０ｍ	日	1.1	299	328	
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径２００ｍｍ　全揚程１０ｍ	日	2.2	458	1,007	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,335	
単価					1,335	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	120以上450(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	32,950

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	204	147	29,988	
発動発電機［ディーゼルエンジン駆動］	７５ｋＶＡ	日	1.1	2,690	2,959	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					32,950	
単価					32,950	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートポンプ車運転ブーム式 ９０～１１０ｍ３	無	単位	日	数量	1	単価	98,130

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	27,900	27,900	
軽油		L	66	147	9,702	
コンクリートポンプ車［トラック架装・ブーム式］	圧送能力　９０～１１０ｍ３／ｈ	供用日	1.04	58,200	60,528	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					98,130	
単価					98,130	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	養生工	鉄筋構造物 特殊養生(練炭)	単位	ｍ３	数量	10	単価	1,917

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.15	32,300	4,845	
普通作業員		人	0.44	25,300	11,132	
諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		3,193	
計					19,170	
単価					1,917	円／ｍ３

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工	SD345 D29～D32 標準	単位	t	数量	1	単価	169,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.1	32,300	3,230	
鉄筋工		人	1.2	30,000	36,000	
普通作業員		人	0.1	25,300	2,530	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.04	53,200	2,128	
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ２９～３２	t	1.03	117,000	120,510	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		5,002	
計					169,400	
単価					169,400	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D29～D32 標準	単位	t	数量	1	単価	89,820

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.3	32,300	9,690	
鉄筋工		人	2.1	30,000	63,000	
普通作業員		人	0.2	25,300	5,060	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		6,218	
計					89,820	
単価					89,820	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工	SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	188,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.1	32,300	3,230	
鉄筋工		人	1.7	30,000	51,000	
普通作業員		人	0.2	25,300	5,060	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.04	53,200	2,128	
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1.03	116,000	119,480	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		7,102	
計					188,000	
単価					188,000	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	119,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.4	32,300	12,920	
鉄筋工		人	2.9	30,000	87,000	
普通作業員		人	0.2	25,300	5,060	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		8,368	
計					119,200	
単価					119,200	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工	SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	213,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.2	32,300	6,460	
鉄筋工		人	2.3	30,000	69,000	
普通作業員		人	0.2	25,300	5,060	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.04	53,200	2,128	
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1.03	118,000	121,540	
諸雑費（率＋まるめ） 12%		式	1		9,612	
計					213,800	
単価					213,800	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	144,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	32,300	16,150	
鉄筋工		人	3.5	30,000	105,000	
普通作業員		人	0.3	25,300	7,590	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		10,208	
計					144,800	
単価					144,800	円／ｔ

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事　　合算工事： 0

対象工事費	54,749,249	直接工事費	54,749,249	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	775,410	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	54,749,249	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	53,973,839		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	8.97 %		0 %
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
率（補正後）	8.97 %		
計上額	4,911,000		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	53,973,839	直接工事費	54,749,249		
非対象額計（－）	775,410				
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	775,410	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	53,973,839	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.89　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.89　％				
計上額	480,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,606,016				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	1,202,016	役務費	0	技術管理費	1,404,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	7,997,016

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	62,746,265	単独（追加工事）直接工事費	54,749,249	単独（追加工事）共通仮設費	7,997,016
非対象額計（－）	258,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	258,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	62,488,265	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	61,712,855		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	29.34 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0.74 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	30.08 %		0 %		
計上額	18,796,000		0		0
			3,632,250	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川水系砂防事務所　工務課			工事番号	2026090002　　第　0　回変更
発注年月	令和08年07月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	砂防・地すべり等工事

工事原価	81,542,265						
純工事費	62,746,265	現場管理費		18,796,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	258,000						
管理費区分９	258,000	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	81,284,265		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	80,508,855		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	81,284,265						
契約保証に係る補正値	0.04　％						
一般管理費率							
単独（追加工事）	18.81　％		現工事	0　％		合算工事	0　％
一般管理費	15,317,735						
業務委託料等	0						
調査基準価格	96,393,000						
調査基準価格の100/110	87,630,000	（ 90.47　％）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８遅沢川床固群他工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川水系砂防事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
流路		式		1		
砂防土工		式		1		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(砂防)(ICT)	岩塊･玉石	m3		980		
盛土工		式		1		
盛土(流用土)	2.5m以上4.0m未満	m3		40		
盛土(流用土)	転圧無	m3		20		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		60		
残土処理工		式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
流路護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削(砂防))	岩塊･玉石	式		1		
埋戻し	転圧有	式		1		
基礎面整形	土砂	m2		130		
石積擁壁工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	21-8-40(高炉)	m3		212		
間詰ｺﾝｸﾘｰﾄ		式		1		
石積	玉石　φ300mm内外	m2		182		
石張	玉石　φ300mm内外	m2		131		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
目地板	樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	式		1		
水抜ﾊﾟｲﾌﾟ	φ50 ﾌｨﾙﾀｰ有	式		1		
型枠		式		1		
足場		式		1		
耐酸処理工		式		1		
耐酸処理Ｂ		m2		37		
耐酸処理Ｄ		m2		312		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物	m3		24		
運搬処理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		24		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		24		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
仮道路		式		1		
工事用道路補修		式		1		
砂防仮締切工		式		1		
土砂締切		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ締切		式		1		
水替工		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	作業時排水	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	常時排水	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
橋梁下部		式		1		
橋台工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	岩塊･玉石	式		1		
埋戻し	転圧有	式		1		
基面整正	土砂	m2		50		
橋台躯体工		式		1		
基礎材	RC-40 t=20cm	m2		46		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-40(高炉) t=10cm	m2		46		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉)	m3		99		
鉄筋	SD345 D29～D32	t		3.61		
鉄筋	SD345 D16～D25	t		3.33		
鉄筋	SD345 D13	t		0.3		
型枠		式		1		
支保		式		1		
足場		式		1		
耐酸処理工		式		1		
耐酸処理Ｂ		m2		22		
構造物撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
構造物取壊し工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物	m3		35		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	式		1		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m2		59		
旧橋撤去工		式		1		
鋼製高欄撤去		m		16		
桁材撤去		t		6		
木板撤去	t=5cm	m2		55		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		35		
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		3		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬	木材(角材、合板等)	t		2		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		35		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		3		
殻処分	木材(角材、合板等)	m3		3		
現場発生品運搬	旧橋鋼材	式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
安全費		式		1		
落石防護ﾈｯﾄ		式		1		
技術管理費		式		1		
地質調査費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８遅沢川床固群他工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ８遅沢川床固群他工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	54,749,249		
(2)共通仮設費	7,997,016		
(3)純工事費 (1)+(2)	62,746,265		
(4)現場管理費	18,796,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	81,542,265	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	15,317,735	((7)一般管理費等(計算額)	15,322,083)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	96,860,000		

(11)消費税相当額	9,686,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	106,546,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	96,860,000
(14)調査基準価格	96,393,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	87,630,000

令和８年度

Ｒ８遅沢床固群他工事

特記仕様書

令和８年７月

国土交通省

利根川水系砂防事務所

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総　　則

第１条 適用(共通仕様書 1-1-1-1)

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
３．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。
４．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については、以下URLよりダウンロードするものとする。
URL https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

第２条 主任技術者等(契約書 第10条)

本工事の主任技術者または監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条 主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者または監理技術者の設置を要しない。
２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間。)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って主任技術者または監理技術者の工事現場での専任を要しない。
３．工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については主任技術者または監理技術者の工事現場への専任を要しない。
４．なお、検査が終了した日は発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付。)とする。
５．主任技術者または監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで監督職員の承諾を得るものとする。

第４条 専任特例２号の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
(1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
(2) 監理技術者補佐は、１級施工管理技士補または１級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は専任特例２号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
(4) 同一の専任特例２号の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。
なお、専任特例１号の監理技術者または主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。ただし、同一或いは別々の発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについてはこれら複数の工事を一の工事とみなす。
(5) 専任特例２号の監理技術者が兼務できる工事は群馬県の工事でなければならない。
(6) 専任特例２号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
(7) 専任特例２号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
(8) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
２．現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場

に専属の者とすること。」とされていることから施工体制に留意すること。

3．本工事の監理技術者が専任特例２号の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1）監理技術者補佐の資格を有する書類（１級施工管理技士等の国家資格者合格証の写しなど）

2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書またはこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4．本工事の監理技術者が専任特例２号の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5．本工事において、専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第５条 コリンズ(CORINS)への登録(共通仕様書 1-1-1-7)

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

２．受注者は工事受注後または施工中において、当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとし、余裕期間を含まないことに留意するものとする。

第６条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点　群馬県吾妻郡長野原町大津地先　緯度　36° 33′ 28″　経度　138° 36′ 38″

終点　群馬県吾妻郡長野原町大津地先　緯度　36° 33′ 28″　経度　138° 36′ 38″

第７条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、入札公告１．工事の概要(3)工事内容及び(4)工事概算数量を参考にすること。

第８条 コリンズ(CORINS)への設計業務名及びテクリス番号の入力(共通仕様書 1-1-1-7)

土木工事共通仕様書1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名及びテクリス番号を登録すること。設計業務名及びテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名：遅沢川床固群実施設計業務（テクリス番号：3000734523）

Ｒ６吾妻川流域砂防施設設計業務（テクリス番号：4057862843）

第９条 施工体制台帳(共通仕様書 1-1-1-13)

工事成績優秀企業に認定され認定有効期限内に工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む。)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可。)を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１０条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事)(共通仕様書 1-1-1-16)

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い検査を受けなければならない。
なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 工事コスト調査(調査結果でも可。)に係る資料は下記のとおりとし、関東地方整備局または利根川水系砂防事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、または工事コスト調査資料の提出が無い場合には工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については工事コスト調査終了後に工事成績評点を通知する。

(5) 公表資料は、以下のとおり。

資　料　名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。
なお、モニターカメラの設置費用については発注者の負担によるものとする。

第１２条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①．橋梁下部工

第１３条 工事書類の作成

１．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和８年３月)」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和８年３月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」(別紙様式－１５)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は改めて受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１４条 設計図書の照査(共通仕様書 1-1-1-3)

発注者は設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は設計変更の対象とする。

なお、設計変更の対象については「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１５条 情報共有システムの活用

１．本工事は監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和７年３月版)に基づき実施すること。

２．受注者は本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.7)
令和7年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については監督職員の確認を得たうえで決定すること。

４．受注者はサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①．情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②．サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③．②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、または復旧若しくは処理対応が不適切な場合には受注者はサービス提供者と協議のうえ、情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１６条 「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」の設置

本工事は「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」（以下「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者が「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者(工事受注者)の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。受注者は「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。「三者会議」の運用にあたっては「設計・施工技術連絡会議(「三者会議」)運用方針」(http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html)によるものとする。

第１７条 設計審査会の設置

本工事は発注者と受注者が一堂に会して現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては「設計審査会設置運用方針」(http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html)によるものとする。

第１８条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては関東地方整備局ホームページ(https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html)に掲載している工事環境改善実施要領に基づき監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１９条 ワンデーレスポンス(共通仕様書 1-1-1-4)

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等への回答は基本的に「その日の内」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合はいつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日の内」に

通知することである。
2．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について監督職員と協議を行うこと。
3．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4．ワンデーレスポンスの実施にあたっては関東地方整備局ホームページ(https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html)に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。
5．効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２０条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は以下によるものとする。
①．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
②．受注者は工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに事務所長へ直接または契約担当課長経由で書面によりその旨を報告することができる。

第２１条 設計変更等(共通仕様書 1-1-1-18)

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)：令和7年3月」によることとする。

第２２条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた場合に相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。
単品スライドについては鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土等の主要工事材料も対象となるので物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２３条 工事現場発生品(共通仕様書 1-1-1-21)

1．現場発生品は下表のとおりとする。

品　目	規　格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘　要
鋼製高欄	旧橋鋼材	t	6	長野原出張所	4.6km	

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２４条 再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　格	備　考
再生クラッシャーラン	RC-40	橋台躯体工

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第２５条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号 最終改正令和4年6月17日法律68号)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。
(1) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工	①仮設	仮設工事	□手作業

程ごとの作業内容及び解体方法			
		■有　□無	■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地
コンクリート殻（無筋）	㈲市川重機	群馬県吾妻郡中之条町小雨370
アスファルト殻	㈱エコ・プロセス	群馬県安中市中野谷3617-1
木材（角材・合板等）	㈱群北車両	群馬県吾妻郡長野原町小森195-1

上記(2)については、積算上の条件明示であり処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等､受注者の責によるものでない事項については監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

(3) 受入時間

コンクリート殻（無筋）処分場：８時００分～１６時３０分
アスファルト殻　　処分場：８時００分～１７時００分
木材（角材・合板等）　処分場：８時３０分～１７時３０分

２．受注者は特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

３．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

第２６条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第２７条 コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者はコンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３.受注者は工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備及び管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４.受注者は再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Ｌを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則)により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については「土木工事共通仕様書第１編3-3-3 配合」に従うものとする。

第２８条 施工管理(共通仕様書 1-1-1-27)

１．本工事の施工管理は関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和８年度版)によるものとする。

なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については監督職員と協議のうえ施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和８年度版)によるものとする。

なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和８年３月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第２９条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。工事では以下の１～４の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者はデジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和８年度版)（以下「写真管理基準」という。）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は同条１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は写真管理基準(令和6年3月)「2-2撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により対象機器の使用が困難な工種については使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)（以下「デジタル写真管理情報基準」という。）に準ずるが、同条２に示す小黒板情報の電子的記入については写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は同条２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黒板情報電子化写真」という。）を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお、納品時に受注者はURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。また、提出された信憑性確認の結果を監督職員が確認することがある。下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第３０条 ＩＣＴ活用工事(土工数量1,000㎥未満)について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

(1) i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事(ＩＣＴ活用工事)を実施するものとする。

(2) ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

但し、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は土工を含む工事とする。

①．３次元起工測量
②．３次元設計データ作成
③．ＩＣＴ建設機械による施工
④．３次元出来形管理等の施工管理
⑤．３次元データの納品

３．受注者は特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記２．(2)①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。

なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①．３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし､面的な計測により効率的な確認ができる場合には､以下1)～4)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。ただし、起工測量にあたっては標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

②．３次元設計データ作成

受注者は５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③．ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用いて以下に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置･標高をリアルタイムに取得するにあたっては国土地理院の電子基準点の他、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号)付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

1) ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール(MC)技術または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分

を表示し､建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。ただし、現場条件により③ＩＣＴ建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④．３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

(1) 出来形管理

本工事における出来形管理においては以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

5) TS等光波方式を用いた出来形管理
6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
8) 施工履歴データを用いた出来形管理
9) 地上写真測量を用いた出来形管理

(2) 品質管理

品質管理にあたって、受注者は河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法またはRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議のうえ、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤．３次元データの納品

５．①及び②、④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ＩＣＴ施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第３１条 ＩＣＴ活用工事(作業土工(床堀工))について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

(1) i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では施工者の希望によりその実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事(ＩＣＴ活用工事)を実施するものとする。

(2) ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①(選択)②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。対象は作業土工(床堀工)を含む工事とする。

①．起工測量(選択)
②．３次元設計データ作成
③．ＩＣＴ建設機械による施工
④．該当なし（３次元出来形管理等の施工管理）

⑤．３次元データの納品

３．受注者は特記仕様書に明示された作業土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、作業土工について以下の施工を実施する。

①．起工測量(選択)

受注者は起工測量にあたって従来手法による起工測量またはＩＣＴ施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴ施工技術を用いた起工測量としては３次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うことができるものとする。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
5) TS等光波方式を用いた起工測量
6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
7) RTK-GNSSを用いた起工測量

②．３次元設計データ作成

受注者は、５．③１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械により施工を実施する場合、５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③．ＩＣＴ建設機械による施工

以下1)2)に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号)付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

1) ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール(MC)技術または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス(MG)技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

2) ２次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

ただし、現場条件により③ＩＣＴ建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④．３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため該当しない。

⑤．３次元データの納品

５．②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。ただし、５．①において３次元起工測量を実施した場合は取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。

６．上記５．①(選択)②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ＩＣＴ施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸

与するものとする。
7．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第３２条 ＩＣＴ活用工事(構造物工(橋脚・橋台))について

1．ＩＣＴ活用工事
本工事は国土交通省が提唱するi-Constructionに基づきＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

2．定義
(1) i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では施工者の希望によりその実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事(ＩＣＴ活用工事)を実施するものとする。
(2) ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では施工プロセスの以下①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。対象は構造物工(橋脚・橋台)等を含む一般土木工事とする。
①．３次元起工測量
②．３次元設計データ作成
③．該当なし（ＩＣＴ建設機械による施工）
④．３次元出来形管理等の施工管理
⑤．３次元データの納品

3．受注者はＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

4．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、構造物工(橋脚・橋台)について施工範囲の全てで適用するが具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。
なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。
①．３次元起工測量
受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。
ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。
1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
5) TS等光波方式を用いた出来形管理
6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
②．３次元設計データ作成
受注者は５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。
なお、ＩＣＴ構造物工(橋脚・橋台)の施工管理においては３次元設計データ(TIN)形式での作成は必要としない。また、ＩＣＴ構造物工(橋脚・橋台)の３次元設計データとは「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（構造物工(橋脚・橋台編))」で定義する設計データのことをいう。
③．該当無し
④．３次元出来形管理等の施工管理
(1) 出来形管理
構造物工(橋脚・橋台)の施工管理において以下1)～4)の技術から選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
4) TS等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～4)のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議のうえ、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

本工事における出来形管理においては以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

4) TS等光波方式を用いた出来形管理

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。出来形の算出は上記(1)で定める計測技術を用いて、以下1)の出来形管理要領によるものとする。

1) ３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤．３次元データの納品

５．①及び②、④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については事前に監督職員と協議するものとする。発注者は３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。ＩＣＴ施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については監督職員と協議するものとする。

第３３条 ＩＣＴ活用工事における適用(用語の定義)について

図面とは入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３４条 ＩＣＴ活用工事（土工）の費用について

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事積算要領
・ＩＣＴ活用工事(砂防土工)積算要領
・ＩＣＴ活用工事(河床等掘削)積算要領

実施した場合は、以下の(1)及び(2)により設計変更の対象とし、費用を計上する。

(1) ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成(修正含む。)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下(１点/㎡以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、

官積による算出方法については共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は３次元出来形管理・３次元データ納品の費用､外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：１．２

・現場管理費率補正係数：１．１

上記費用の対象となる出来形管理は以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため別途計上は行わない。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３５条 ＩＣＴ活用工事(作業土工（床堀工）)の費用について

１．受注者が契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む)までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（導入型）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条 ＩＣＴ活用工事(構造物工(橋脚・橋台))の費用について

１．受注者が契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の(1)(2)により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領

(1) ３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認したうえで設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) ３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」の設計変更の対象とする。費用の計上方法については受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については共通仮設費、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は発注者からの依頼に基づき見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は３次元出来形管理・３次元データ納品の費用､外注経費等の費用は計上しないものとする。

ただし、構造物工(橋脚・橋台)(ＩＣＴ)と同時に実施する土工(ＩＣＴ)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：１．２

・現場管理費率補正係数：１．１

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～3)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の4)による出来形管理を実施した場合は「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については計上しない。

4) TS等光波方式を用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３７条 ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。施工者は工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとするが、調査費用については当初は計上していないため設計変更の対象とする。

第３８条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

１．デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下「本工事」という。）」は受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

２．実施内容

(1) 段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は必ず記録するものとする。

(2) 機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は受注者が手配するものとし、詳細については監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

(4) 効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示による。

(5) 費用

本工事にかかる費用については、全額を受注者の負担とする。

第３９条 現場環境改善(快適トイレの設置)

１．内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式（洋風）便器
(2) 水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
(3) 臭い逆流防止機能
(4) 容易に開かない施錠機能
(5) 照明設備
(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
(10) 鏡と手洗器
(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
【推奨する仕様、付属品】
(12) 室内寸法900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）
(13) 擬音装置（機能を含む）
(14) 着替え台
(15) 臭気対策機能の多重化
(16) 室内温度の調整が可能な設備
(17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第４０条 BIM/CIM活用工事について

本工事はBIM/CIM適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については受発注者で協議し実施する。

１．BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や納品方法等を協議し、決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は受発注者間で協議し、BIM/CIM実施(変更)計画書を作成する。また、作成したBIM/CIM実施計画書(変更含む。)に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要
2) 整理すべき課題
3) BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
4) ３次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等)
5) ３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
6) ３次元モデルの閲覧・データ共有できるソフトウェアの種類、成果物納品ファイル形式
7) ３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

8) 後工事等、今後の使用に向けた引継事項(データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等)
9) 省人化の効果(前工事等、使用にあたって引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等)

３．成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1) BIM/CIM実施計画書・見積書(変更含む。)
2) BIM/CIM実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む。）
3) 作成した３次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML形式、IFC形式)、統合モデル、動画等)

４．その他
最新の情報はBIM/CIMポータルサイト(https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html)で提供されているので適宜参照すること。

第４１条 工事中の安全確保(共通仕様書 1-1-1-31)

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。
Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止
Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止
Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止
Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止
Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
Ⅶ．事故防止

２．受注者は工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
①．労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
②.労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者､移動式クレーン運転士､玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
③．厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、１箇所１人(うち有資格誘導員１人)とし、１箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

６．安全ネットの設置
切土法面には落石防止網を設置し、災害の防止に努めるものとする。

７．UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院・平成28年3月)に基づいて、UAV等を使用すること。

第４２条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。
(1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
①．環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
②．気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。
③．夜間工事については作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、または暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては上記に該当した場合でも真夏日としない。上記①～③によりがたい場合は監督職員と協議すること。

(3) 工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。
なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
(4) 基準日
受発注者協議により「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。
(5) 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期
(6) 現場管理費の補正
現場管理費の補正は工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。
・補正値(%)＝真夏日率×１．２(真夏日補正係数)

第４３条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要
関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下「直轄工事」という。）において、無事故で完成させた技術者に対して「安全管理推進技術者」（以下「認定技術者」という。）として認定する。

２．認定条件
対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。
・直轄工事において無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く。）に従事した者。
なお、「安全管理担当者」とは施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で現場代理人または主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
・直轄工事にて認定技術者として過去５回認定された者については「優秀安全管理推進技術者」（以下「優秀認定技術者」という。）として認定する。

３．認定技術者の認証
・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下「認定ロゴマーク」という。）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
・紛失等による認定書の再発行は行わない。
・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間
認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い
認定技術者が関係する工事にて粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または不正による認定取得が確認された場合については認定を取り消す。

第４４条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第１編「1-1-1-31 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。)必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については土木工事共通仕様書第１編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載のうえ、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。また、気象情報や河川水位の情報収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。施工計画書に記載すべき標準的な項目については別紙－６を参考にすること。防災措置等に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第４５条 施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置(埋戻し等)を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画

書に記載し、設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。
なお、退避時の措置等に要した費用については監督職員と協議するものとする。

第４６条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う１級または２級検定に合格した者)１名以上を充て、他は経験１年以上の者を配置すること。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４７条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月 関東地方整備局 河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。
(http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html)

第４８条 特定調達品目の調達実績の調査について(共通仕様書 1-1-1-35)

受注者は本工事の資材、建設機械の使用にあたっては必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には監督職員と協議するものとする。
受注者は特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(「工期が令和９年度以降に及ぶものは監督職員の指示する日まで」)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については監督職員より指示する。

第４９条 建設機械の使用(共通仕様書 1-1-1-35)

受注者は本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第５０条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。
なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。
「適正に処理」するとは「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。また、受注者は排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第５１条 交通安全管理・工事現場管理(共通仕様書 1-1-1-37)

受注者は工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第５２条 工事現場の現場環境改善(共通仕様書 1-1-1-31)

１．現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には監督職員と協議するものとする。
２．現場環境改善費として実施する内容は下表のとおりとする。

項　目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、 2. 労働者宿舎の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、 4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、 2. 盗難防止対策(警報機等)
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板(各工事ＰＲ看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献

(1) 仮設備関係：上表より１項目を実施するものとする。
(2) 営 繕 関 係：上表より１項目を実施するものとする。
(3) 安 全 関 係：上表より１項目を実施するものとする。
(4) 地 域 連 携：上表より２項目を実施するものとする。

３．現場環境改善は具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
４．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率計上)の１００%を上限として設計変更の対象とする。
５．工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

第５３条 工期・工期変更(共通仕様書 1-1-1-19)

１．工期は雨天、休日等７４日を見込み、契約の翌日から令和９年４月２８日までとする。
　なお、休日には日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には施工に必要な実日数(実働日数)に加えて以下の日数を見込んでいる。

①．準備期間	30日間
②．後片付け期間	20日間
③.雨休率（猛暑日補正あり、実働工期日数に休日と天候等による作業不応日※を見込むための係数)	0.42

２．著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
４．本工事の工期は出水期間を含んでいる。
６．６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
　なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。
・準備・後片付け
・橋梁下部（右岸側）・構造物撤去工を含む
・その他監督職員の承諾した工種
７．本工事は受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。
　なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により工事の始期及び終期を通知すること。余裕期間内は現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
全体工期：契約締結日の翌日から令和９年４月２８日まで
※契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより工事に着手することができるものとする。条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第５４条 工事工程クリティカルパスの共有(共通仕様書 3-1-1-2)

受注者は現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む。)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合はその事項の処理対応者(「発注者」または「受注者」)を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①．受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
②．著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③．工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④．資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
⑤．その他、特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５５条 工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに設計審査会等において、工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し､受注者･発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において発注者が開示した工事工程表(別紙－５)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５６条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。著しい悪天候とは当該工事の工期月の雨休率が直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。工期月とは工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの工期の延長変更請求時までにかかる月をいう。ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く。
なお、本工事の降雨降雪日は、長野原観測所(気象庁のデータ)における１日の降雨・降雪量雨が10㎜以上/日の日を想定している。
２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５７条 施工時期及び施工時間の変更(共通仕様書 1-1-1-41)

１．本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての作業	8:00～17:00

上記については積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第５８条 新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は新技術活用の促進を図ることを目的とした新技術活用工事である。
２．新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
①．技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
②．公共工事等において実用段階に達している技術
③．当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術または同

程度以上と見込まれる技術
④．実用段階に達していない技術または要素技術など研究開発段階にある技術であって、国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術
新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。
(1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術
URL https://www.netis.mlit.go.jp
(2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
(3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
(4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第５９条 新技術の活用「施工者選定型」

１．本工事は施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
２．本工事において、第５８条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す(1)～(4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握のうえ、新技術を原則１つ以上選定し、監督職員の承諾を得たうえで活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
３．受注者は選定した新技術が第５８条 新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す(1)～(4)のいずれの新技術であるか確認できるよう施工計画書に記載する。
４．当該技術については設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は設計変更の対象としない。
５．受注者は試行現場照会中の技術を活用する場合において、当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。
なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については試行調査に係る費用とみなし､NETIS申請者の負担とする。
７．受注者は活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外のNETIS登録技術の場合は当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
８．受注者は本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第６０条 建設現場の遠隔臨場の実施（発注者指定型）

１．建設現場における遠隔臨場の実施
「建設現場における遠隔臨場の実施」は受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督職員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。
なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。
URL https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf
２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目
現場での適用・不適用については受発注者間にて協議のうえ、適用する工種・確認項目を選定することとする。
３．実施内容
(1) 段階確認・材料確認、立会での確認
①.受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
②．確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するＰＣにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管(従来の立会資料の管理と同様。)する。
(2) 動画撮影
動画撮影は撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわ

ゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながらの撮影)での撮影はしないこと。動画撮影は静止して撮影または撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web会議システム(teams､zoom等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするがやむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合はその購入費に機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和７年１２月１２日（国不建第１２１号）」等に従い監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討のうえ、監督職員と協議を行うものとする。

第６１条 建設現場の遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者(監督職員及び検査職員)における「現場実地(現場臨場)の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。

なお、遠隔臨場による工事検査は「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）」の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を遠隔臨場による工事検査の対象とする。

なお、全ての検査を対象とするが現場条件や「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）」「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。

なお、遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）」「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査

を実施するものである。
(2) 機器の準備
遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ・360度カメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。
(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応
電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。
(4) 効果の検証
遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は監督職員の指示による。
(5) 費用
遠隔臨場による工事検査に掛かる費用については、受発注者間の協議を踏まえ技術管理費に積上げ計上する。
なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。
(6) 不正行為
遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和７年１２月１２日（国不建第１２１号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６２条 契約後ＶＥ方式の定義
「ＶＥ提案」とは契約書第19条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について受注者が発注者に行う提案である。

第６３条 契約後ＶＥ提案の意義及び範囲
１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は設計図書に定められている内容のものとする。
２．以下の提案はＶＥ提案の範囲に含まないものとする。
(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
(3) 提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

第６４条 契約後ＶＥ方式の提案書の提出
１．受注者は前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。
(1) 設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由
(2) ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む。)
(3) ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
(5) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
(6) その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項
２．発注者は提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
３．受注者は前項のＶＥ提案を契約の締結日より当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに発注者に提出できるものとする。
４．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

第６５条 契約後ＶＥ方式の提案の審査
提出されたＶＥ提案は施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについてはＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

第６６条 契約後ＶＥ方式の提案の採否等
ＶＥ提案の採否について、原則としてＶＥ提案の受領後１４日以内に書面(別紙様式－５)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえで、この期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合にはその理由を付して通知するものとする。

第６７条 契約後ＶＥ方式の提案を採用した場合の設計変更等
１．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わな

ければならない。
２．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
３．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。
４．ＶＥ提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
なお、ＶＥ管理費については原則として変更しないものとする。

第６８条 契約後ＶＥ方式の提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意するものとする。

第６９条 生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施
本工事は受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
２．試行の内容
工事契約後、受注者は当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。本取組みを実施する場合は施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。
なお、期待される効果等について人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。また、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５８条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。
３．工事成績評定
施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。
４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第７０条 CCUS活用工事(受注者希望方式)（試行）

１．本工事は建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する「CCUS活用工事(受注者希望方式)」の試行工事である
２．受注者はCCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して自主的にCCUS活用に取り組む旨を協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条３～１０は適用しないものとする。
３．受注者はCCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
４．本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。
・下請企業：建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が２週間以内の企業を除く。
・技能者：下請企業の従業員で建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が２週間以内の者を除く。
・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報、または建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
・平均登録事業者率：以下５に定める計測日にて計測された登録事業者率の平均値
・平均登録技能者率：以下５に定める計測日にて計測された登録技能者率の平均値
・平均就業履歴蓄積率：以下５に定める計測日にて計測された就業履歴蓄積率の平均値
５．受注者は登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年

を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で計測（以下「計測日」という。）することとする。具体的な計測日は受発注者の協議のうえで決定するものとする。また、初回の計測から３ヶ月未満で工事完了する場合は工事完了前に計測日を１回設けることとする。

なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。ただ監督職員より別途指示するものとする。

６．計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。

なお、根拠資料は計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及びCCUSによって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

７．受注者が本工事期間中において、平均登録事業者率９０％以上、平均登録技能者率８０％以上及び平均就業履歴蓄積率５０％以上（以下「目標基準」という。）を全て達成した場合は発注者は考査項目「５．創意工夫」の「その他」において１点加点を行う。また、受注者が目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率９０％以上を達成した場合は発注者は考査項目「５．創意工夫」の「その他」において更に１点加点を行う。

８．受注者は本工事期間中において、平均登録事業者率７０％、平均登録技能者率６０％、平均就業履歴蓄積率３０％のいずれかが未達成の場合は本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

９．CCUS現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS現場利用料等」として設計変更で費用計上するものとする。

なお、費用計上にあたっては監督職員と協議することとする。

①．カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は１台あたり１万円、iOSの場合は１台あたり３万円を上限として支出実績に基づき費用を計上するものとする。原則として１工事あたり２台を上限とするが施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、２台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い必要と認められる場合は２台を上回る費用を計上することができるものとする。この他、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は１台あたり１万円、iOSの場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、CCUSの継続的な活用の観点からリースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器(ﾊﾟｿｺﾝ、ﾀﾌﾞﾚｯﾄ)や通信費は計上しない。

②．現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

１０．CCUSモデル工事の実態把握のための調査を別途依頼した場合はこれに協力すること。

第７１条 出来高部分払方式

本工事の部分払は短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html参照］に基づき行うものとする。

第７２条 建設資材調達困難に係る設計変更

地域の社会情勢等により当初設計において、予定していた建設資材に関して調達に不測の日数を要する場合は工期延期について、または調達困難な場合は同等品質以上の建設資材への変更について、事前に監督職員と協議するものとする。

なお、必要と認められる費用については契約変更の対象とする。

第７３条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

１．本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

２．受注者は、調達検討資材の追加がある場合は、監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と

協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

４．受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第７４条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等により調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は提出された資料をもとに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第２章 個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

第７５条 受注者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

第７６条 受注者はこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第７７条 受注者はこの契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、予め本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第７８条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

（複写等の禁止）

第７９条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

（再委託の禁止）

第８０条 受注者は発注者の指示または承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示または承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託

する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第２項第４号に基づく個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

第８１条 受注者は個人情報の漏えい等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第８２条 受注者はこの契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後または解除後速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、発注者が廃棄または消去など別の方法を指示したときは当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示または承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には確実にそれらを廃棄または消去するとともに、証明書(別紙－２)を発注者に提出しなければならない。

２　前項の規定は発注者の指示または承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

第８３条 発注者は受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、または検査することができる。

(管理体制の整備)

第８４条 受注者はこの契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第８５条 受注者は従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章 土　　工

第８６条 立木の伐採

受注者は工事の敷地内における立木の伐採については、必要最低限としなければならない。ただし、伐採対象木及び伐倒木の集積場所等については、監督職員の指示によるものとする。また、処分方法については監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とする。

第８７条 伐開・除根(共通仕様書 1-2-3-1)

発生材については関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第８８条 土の分類(共通仕様書 1-2-3-1)

本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。

土砂：岩塊・玉石

第８９条 掘削工等(共通仕様書 1-2-4-2)

構造物の掘削や床堀により発生した土砂は埋戻し・盛土に使用するものとし、残土は運搬するものとする。

第９０条 建設発生土の受け入れ地

建設発生土の受入地は群馬県吾妻郡嬬恋村大笹地先鳴岩橋下流付近とし、運搬距離はL=17.0kmを見込んでいる。

なお、詳細な位置、整地及び後片付け等については、監督職員の承諾を得るものとする。

本工事の内、仮設工に使用する土は、工事現場内の建設発生土を利用することとし、運搬距離はL=0.5km以下を見込んでいる。

なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする

第９１条 盛土工(共通仕様書 1-2-3-3)

盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

第４章 無筋・鉄筋コンクリート

第９２条 レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用　　途	記号	粗骨材最大寸法(mm)	スランプ(cm)	施工基準強度(N/mm²)	セメントの種類	摘　　要	参考スランプ※注１(cm)
石積擁壁工 流路付属物設置工 (小口止工)	D	40	8±2.5	21.0以上	高炉Ｂ種	W/C=60%以下	8
橋台躯体工 (均しｺﾝｸﾘｰﾄ)		40	8±2.5	18.0以上	高炉Ｂ種		8
橋台躯体工		25	8±2.5	24.0以上	高炉Ｂ種	W/C=55%以下	8

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

※注１

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成２９年３月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１） 使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが１２cmを超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成１４年８月一部改正)により行うものとする。

３．冬期養生については、１２月１日から３月３１日の期間で給熱養生を見込んでいる。

第９３条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は必要に応じて高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。

第９４条 テストハンマーによる強度推定調査

１．本工事はテストハンマーによる強度推定調査の対象工事とする。

２．調査頻度は鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては１打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位として各単位につき３ヶ所の調査を実施しなければならない。

３．調査結果、所定の強度が得られない場合についてはその箇所の周辺において再調査を５ヶ所実施しなければならない。

４．測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G504)」により実施しなければならない。

５．測定は足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難い場合は監督職員の承諾を得るものとする。
６．監督職員等及び受注者立会いのうえ、テストハンマー強度推定調査を実施しなければならない。
７．構造物毎に別紙様式－９により調査票を作成し、完成検査時に提出しなければならない。

第９５条 圧縮強度試験

１．所定の強度を得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取するものとし採取位置については監督職員と協議を行い実施しなければならない。また、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行なわなければならない。
２．「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法(JIS A 1107)」により実施しなければならない。
３．監督職員等及び受注者立ち会いのうえ、圧縮強度試験を実施しなければならない。
４．構造物毎に別紙様式－１０により調査票を作成し、提出しなければならない。

第９６条 ひび割れ発生状況の調査

１．本工事はひび割れ発生状況の調査の対象工事とする。
２．０．２㎜以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。
３．ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施しなければならない。
４．調査は足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難い場合は監督職員の承諾を得るものとする。
５．構造物毎に別紙様式－１１により調査票を作成し、提出しなければならない。
６．調査結果の評価にあたっては「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にした評価を行ない評価書(様式自由)を提出しなければならない。

第９７条 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）について

１.コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)は「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」(平成３０年１０月２４日付け国官技第４４号)(http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.htmlを参照)により行うものとする。
２．本工事での試験箇所数は以下のとおりとする。
なお、以下により難い場合は監督職員と協議のうえ、試験方法及び作業方法、箇所数等を決定するものとする。
①．対象構造物
・下部工　１基
②．試験方法及び箇所数等

試験方法	作業方法	箇所数	備　考
電磁誘導法	横向き（壁面）	６箇所	下部工
	上向き	２箇所	

第９８条 鉄筋組立て(共通仕様書 1-3-7-4)

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第９９条 機械式鉄筋継手(共通仕様書 1-3-7-5)

機械式鉄筋定着工法を採用する場合は「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(平成２８年７月)」に基づき実施するものとする。
なお、上記については設計変更の対象とし別途監督職員と協議するものとする。受注者は施工する工法について求める性能に関する公的認証機関による建設技術審査証明の写しを監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。また、現場施工における取付箇所の品質確認方法について監督職員と協議するものとする。

第１００条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は専用コテ等で入念に仕上げること。型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第 2 編 材 料 編

第 1 章 土木工事材料

第１０１条 玉石(共通仕様書2-2-2-5)

本工事で使用する玉石(φ300内外)については、購入を見込んでいる。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０２条 砕石(共通仕様書2-2-2-7)

橋台躯体工に使用する砕石は、RC-40を使用するものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第１０３条 鋼材(共通仕様書 2-2-5-1)

異形棒鋼はSD345とする。

第１０４条 目地板(共通仕様書 2-2-10-2)

伸縮目地材は合成樹脂発泡体(発泡倍率15倍)とし厚さは10㎜、またはこれと同等品以上とする。

第１０５条 合成樹脂製品

水抜パイプは、硬質塩化ビニル管(一般管)径50㎜またはこれと同等品以上とする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総 則

第１０６条 現場技術員(共通仕様書 3-1-1-4)

本工事は現場技術員の配置対象工事であり現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。また、本工事を担当する現場技術員の氏名は別途監督職員より通知する。

第１０７条 施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成１２年法律第１２７号 最終改正令和３年９月１日)第１５条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３.施工体制調査員は業務証明書を携帯し､胸に委託業務名､委託先､業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

５．施工体制調査員は施工体制の点検を行う者で指示等の権限は有しない。

６．施工体制調査員は電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。

７．施工体制調査員は第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は映像により点検が可能な項目は必要に応じ工事の受注者が導入しているWeb会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会いや打合せ等においてWeb会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は従来通り、現地で点検する。

第１０８条 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等(共通仕様書 3-1-1-6)

受注者は下記の工種の施工段階においては段階確認を受けなければならない。この際、受注者は種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施工段階(確認時期)
石積擁壁工	耐酸処理	耐酸処理完了時

第１０９条 品質証明(共通仕様書 3-1-1-6)

本工事は品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第１１０条 工事完成図書の納品(共通仕様書 3-1-1-9)

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「工事完成図書の電子納品等要領(令和６年３月)」(以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月)」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は監督職員と協議のうえ、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第１１１条 中間技術検査(共通仕様書 3-1-1-10)

１．本工事は中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。

なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては減免することが出来るものとする。ただし、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は完成、既済部分(完済を含む。)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は監督職員が選定するものとし、監督職員は受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は上記を標準として実施することとするが中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第１１２条 検査書類限定型工事

１．本工事は検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①．施工計画書
②．施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)
③．工事打合せ簿(協議)
④．工事打合せ簿(提出)
⑤．工事打合せ簿(承諾)
⑥．出来形管理図表
⑦．品質管理図表
⑧．品質規格証明資料
⑨．品質証明書
⑩．工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」または「監督体制強化工事」は対象外
・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第１１３条 ウイルス対策

受注者は電子納品時のみならず監督職員に工事に関する事項について、電子データを提出する際にはウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第２章　一般施工

第１１４条 砂防土工(盛土)(共通仕様書 1-2-3-3)

１．盛土場所は護岸工天端背面とする。
２．盛土高については監督職員の承諾を得るものとする。
３．盛土材料は良質な材料で盛土するものとし、掘削土砂、河床材料及び監督職員の承諾を得た材料とする。
４．１項の盛土箇所のうち、締固めを要する箇所は護岸工天端背面、その他監督職員の指示する箇所とする。
５．締固めは一層40㎝以内に敷均し、下記のいずれかの方法または監督職員の承諾を得た方法で締固めなければならない。
(1) ブルドーザ15t以上の場合は５回以上、21t以上の場合は４回以上。
(2) 振動ローラー2.5t以上の場合は５回以上。
(3) タンパ60～100kgの場合は５回以上。

第１１５条 作業土工(埋戻し)(共通仕様書 8-1-8-2)
１．埋戻し場所は構造物設置のために掘削した箇所とする。
２．埋戻し高については監督職員の承諾を得るものとする。
３．埋戻し材料は良質な材料で埋戻すものとし、掘削土砂、河床材料及び監督職員の承諾を得た材料とする。
４．１項の埋戻し箇所のうち、締固めを要する箇所は構造物の基礎、その他監督職員の指示する箇所とする。
５．締固めは一層40㎝以内に敷均し、下記のいずれかの方法または監督職員の承諾を得た方法で締固めなければならない。
(1) ブルドーザ15t以上の場合は５回以上、21t以上の場合は４回以上。
(2) 振動ローラー2.5t以上の場合は５回以上。
(3) タンパ60～100kgの場合は５回以上。

第１１６条 構造物取壊し工(共通仕様書 3-2-9-3)
工事施工範囲に伴って、既設構造物の支障となる部分について取壊しを行うものとするが、その範囲、方法等の詳細については監督職員と協議するものとする。

第１１７条 工事用道路(共通仕様書 3-2-10-2)
１．運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
なお、補修は設計変更の対象とする。
２．既設工事用道路を使用する前に路面の状態等を確認・記録し、監督職員に提出するものとする。
なお、工事用道路の補修を行う場合には速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
３．仮道路及び工事用道路は、工事期間中適切な管理を行い利用するものとする。
４．既設の工事用道路等の補修等が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
５．工事用道路の完成時には出来形等について、監督職員の立会い確認を受けるものとする。
なお、工事用道路の補修を行う場合には速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
６．仮道路は工事終了後は撤去し、原形に復するものとする。

第１１８条 仮設工(共通仕様書 3-2-10-5、3-2-10-11)
１．本工事の施工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。
２．上記の決定においては下記条件等を遵守するものとする。
なお、下記条件等に変更が生じた場合には監督職員と協議のうえ変更するものとする。
３．仮締切工
以下の条件を満たしていることを基本とする。
(1) 設計対象流量は、次表のとおりとする。

対　象　時　期	対　象　流　量

1月～2月・11月～12月	13.36㎥/sec
3月～５月	26.71㎥/sec
６月	40.07㎥/sec
7月～10月	53.42㎥/sec

(2) 原則として仮排水路のために下流側の岩盤を掘削してはならない。
(4) 本工事における仮締切工は、現地発生土を使用した土砂仮締切工・コンクリート締切を予定している。これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第１１９条 水替工について

１．工事現場内からの排水は、工事による影響が下流に被害を及ぼさないように必要に応じ沈砂槽等を設けて流下させるものとする。
２．ポンプ排水は排水量450㎥/ｈ未満を想定し、常時排水１６日、作業時排水１０日間を見込んでいるが想定と異なる事象が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

第１２０条 クレーン費用

本工事の施工におけるラフテレーンクレーンについては25t吊(日極)を計上しているが、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第 4 編 砂 防 編

第 1 章 砂 防 堰 堤

第１２１条 転石

構造物基礎面に大転石が露出した場合は、監督職員の指示により処理するものとする。

第１２２条 石張・石積工

石張・石積工の施工は、石の長径の2/3程度をコンクリートに埋め込むものとする。
なお、施工範囲等の詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

第１２３条 一般事項

１．護岸工に設置する伸縮継目の施工間隔は10ｍを標準とし、伸縮目地板を使用しなければならない。なお、その施工箇所は監督職員の承諾を得るものとする。

第１２４条 天端面整形

護岸背面等の天端面については、玉石等の除去を行い、平坦に締固めるものとする。
なお、詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

第１２５条 耐酸処理

１．耐酸処理Ｂ施工箇所の表面処理は、耐酸・耐食等を目的として施工するもので、施工にあたっては塗装施工方法による他、以下の点に留意する。
(1) 樹脂接着剤の塗布に先立ち、表面のゴミ、汚物及び水分等を取り除き、表面に均一なライニングが出来るよう素地調整を行うこと。
(2) 耐酸処理１０㎡当たりの使用材料は下記のとおりとする。

	耐酸処理Ｂ	適　　用
プライマー	1.5kg以上	樹脂接着剤
下塗り	5.0kg以上	耐酸性樹脂
上塗り	2.0kg以上	耐酸性樹脂

２．耐酸処理Ｄの樹脂モルタルは、石積み及び石張りの目地を埋めるよう、均一に施工するとともに以下の点に注意する。
(1) 目地の施工に先立ち、付着したゴミ、汚物及び水分等を取り除かなければならない。

(2) 樹脂モルタルの接着性を高めるため、モルタルの施工に先立ち、プライマー(樹脂接着剤)を塗布しなければならない。下塗りの使用量は石積み１㎡当り０．１７kg以上とする。
(3) 樹脂モルタルの配合は、エポキシ樹脂１に対して、硅砂５(重量比)とする。また、樹脂モルタルの使用量は、石積み１０㎡当りエポキシ樹脂３０．９kg、硅砂１５４．４８kg以上とする。
(4) 樹脂モルタル施工後、プライマー及び上塗りとしてエポキシ樹脂を２回塗布するものとする。
なお、使用量は１０㎡当り、プライマー１．２２kg以上、上塗り１回目１．７kg以上、２回目１．７kg以上とする。

３．冬期養生については、１２月１日から３月３１日の期間で給熱養生を見込んでいる。
４．耐酸処理工の施工について、前述の１項及び２項によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第 5 編 道 路 編

第１章 橋 梁 下 部

第１２６条 橋梁下部工

１．受注者は、橋梁下部工（直接基礎）の施工に先立ち平板載荷試験（地盤工学会基準 JIS 1521）を実施するものとし、地盤反力（支持力）を測定の上、監督職員に報告すること。
なお、地盤反力(支持力)が設計時の値を満足しない場合は監督職員と協議するものとし、構造等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。
また、測定箇所及び測定回数等についても監督職員と協議するものとする。

２．当初契約時において、橋梁下部工(直接基礎)に係わるジャストボーリングがない場合は、受注者の責においてジャストボーリングの必要性を検討し、監督職員と協議するものとする。
なお、ボーリング位置、深さ等についても監督職員と協議するものとし、費用については設計変更の対象とする。

第１２７条 設計支持地盤

支持地盤に用いる設計条件は下表のとおりとする。

構 造 物	支持地盤	許容支持力
橋台（A1）	砂質層	395kN/㎡

そ の 他

第１２８条 土石流に対する安全対策

１．安全対策の検討のための資料提供
流域面積、河床勾配、最新及び過去の航空写真など流域の特性に関する資料

２．安全対策設備
安全対策として必要な仮設備の仮設にあたっては、受注者自らの責任において、現地条件を十分に把握し安全性、経済性及び細部構造等について十分に検討を行ったうえ、必要な安全対策設備を施工するものとする。
なお、必要な安全対策設備については、契約変更の対象とする。

第１２９条 震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、予めその対応策を定めておくものとする。
２．地震注意情報等が発令された場合は直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１３０条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については以下によることとする。
①．気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。
イ）現場稼働日(閉庁日)の夜間に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。

異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ）現場休工日(閉庁日)に発生した場合には翌現場稼働日(閉庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は開庁日に速やかに監督職員へ報告。
※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し、建設工事現場の点検を行うこと。

②．気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。
夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第１３１条 現場除雪

受注者は当該工事の施工に必要な範囲の除雪作業が必要になった場合、除雪の実施方法及び処理方法等について監督職員と協議するものとする。本費用については契約変更の対象とする。

第１３２条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は工事の安全確保に支障のない範囲において当該工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第１３３条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合には速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第５３条 第５３条 第５３条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	□ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第１１９条 第５０条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ■ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第４１条 第４１条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第１１７条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ■仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	第１１８条

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第９０条 第２５条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第２３条

概略工事工程表

工事名：Ｒ８遅沢川床固群他工事

工種		単位	数量	令和8年度 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和9年度 4月	5月	6月	7月	8月	備考（パーティ(pt)数等）
余裕期間		式	1	余裕期間 ※任意で設定可能												
準備		式	1													・30日間
流路 砂防土工,作業土工		式	1													・掘削工(1pt) ・盛土工(1pt) ・床掘り(1pt)
流路 流路護岸工		式	1													・石積擁壁工(1pt) ・耐酸処理工(1pt)
流路 構造物撤去工		式	1													・構造物取壊し工(1pt)
橋梁下部 橋台工		式	1													・作業土工(1pt) ・橋台駆体工(1pt) ・耐酸処理工(1pt)
橋梁下部 構造物撤去工		式	1													・構造物取壊し工(1pt) ・旧橋撤去工(1pt)
仮設工		式	1													・工事用道路工(1pt) ・流水処理(1pt)
片付け		式	1													・20日間
制約条件	年末年始、お盆	ー														・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》
　本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
　なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

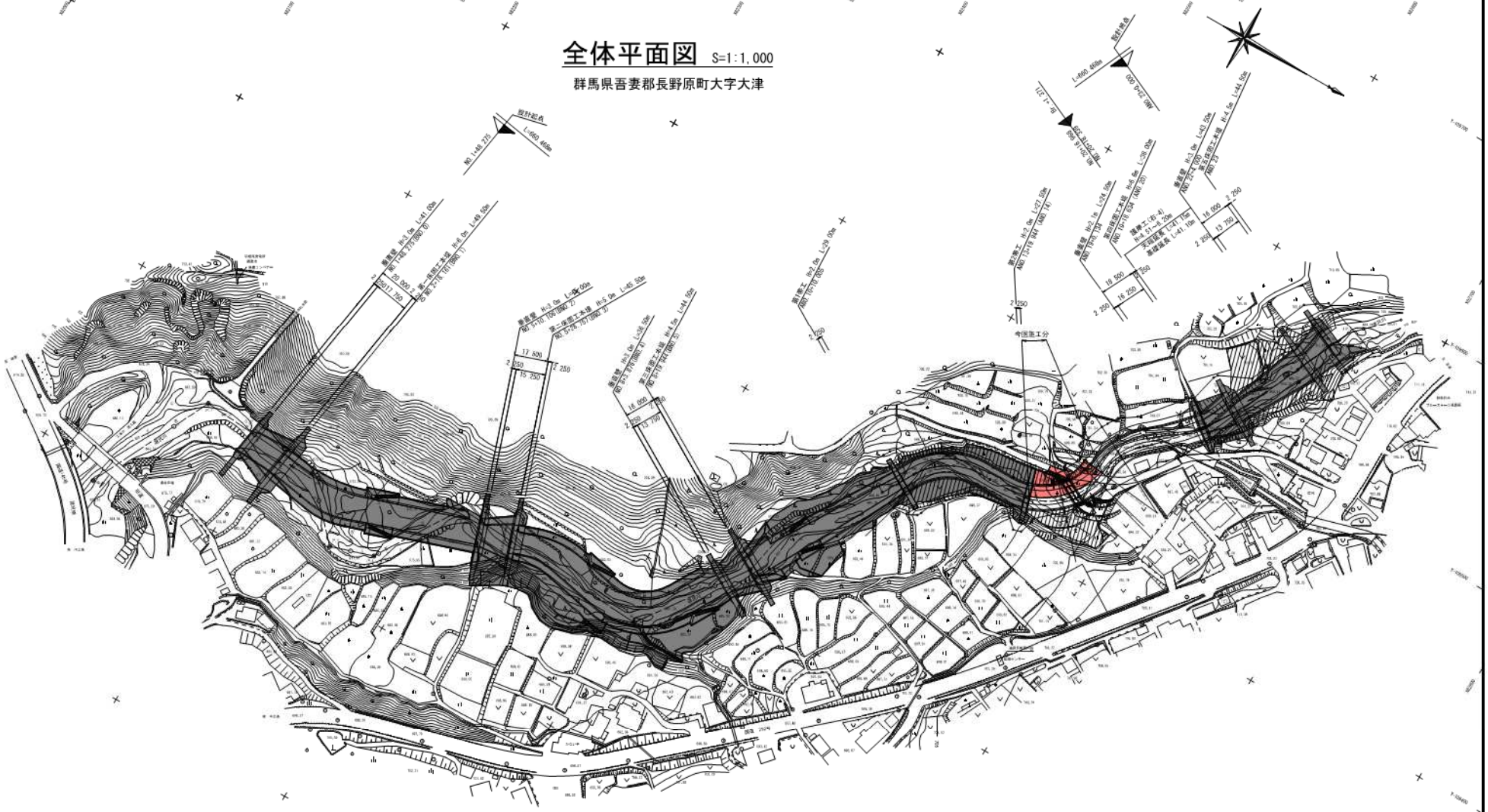
位 置 図 S=1:50,000



工 事 名	Ｒ８遅沢川床固群他工事						
図 面 名	位 置 図						
年 月 日	令和 8 年 7 月 日						
縮 尺	1:50,000	図面番号	２２ 葉之内 1				
所長		副所長		課長		係長		設計	
会 社 名							
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所						

全体平面図 S=1:1,000

群馬県吾妻郡長野原町大字大津

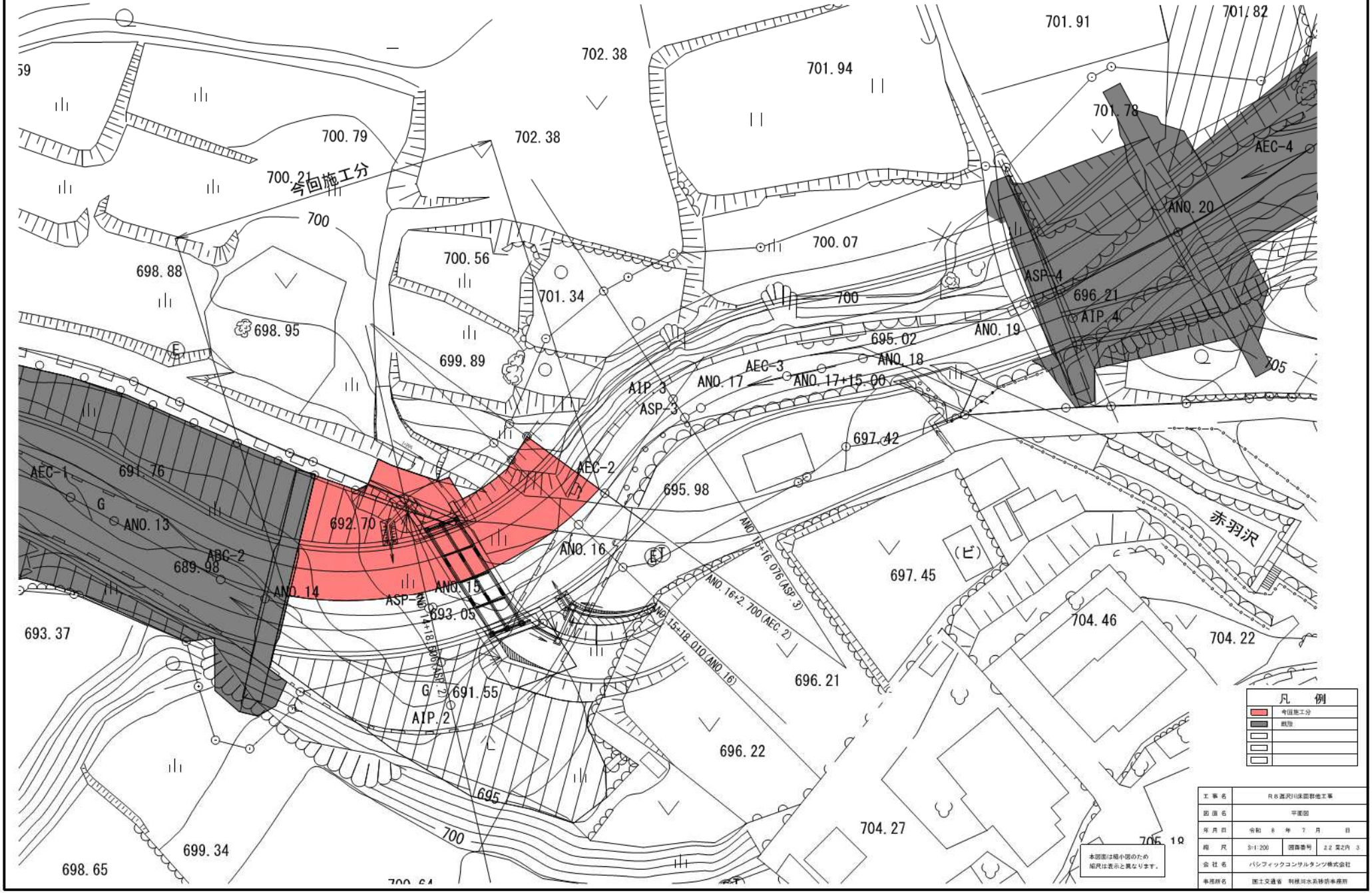


凡　例	
	今回施工分
	既設

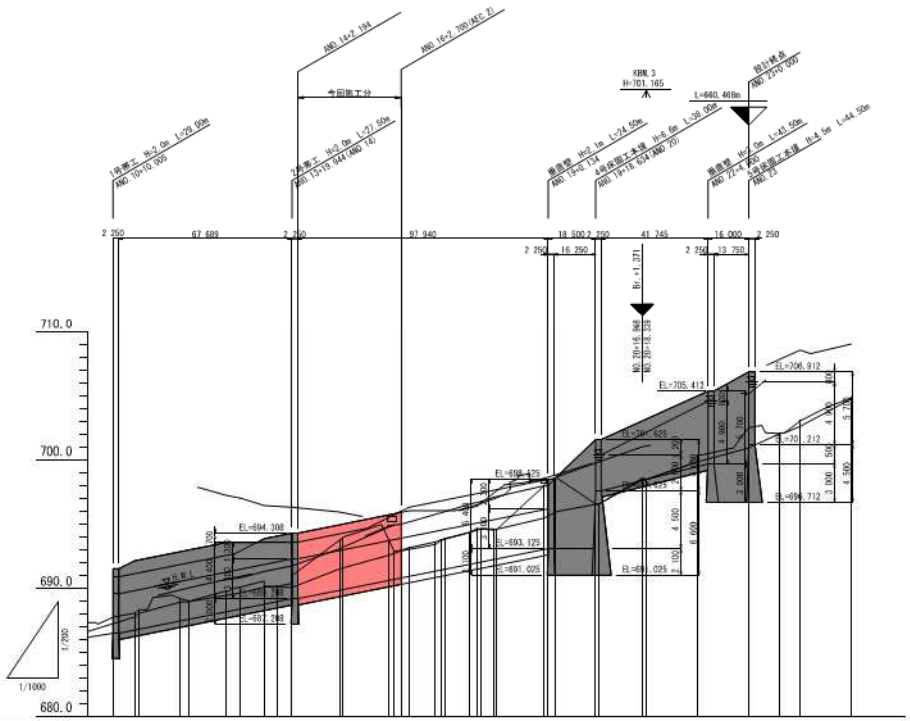
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

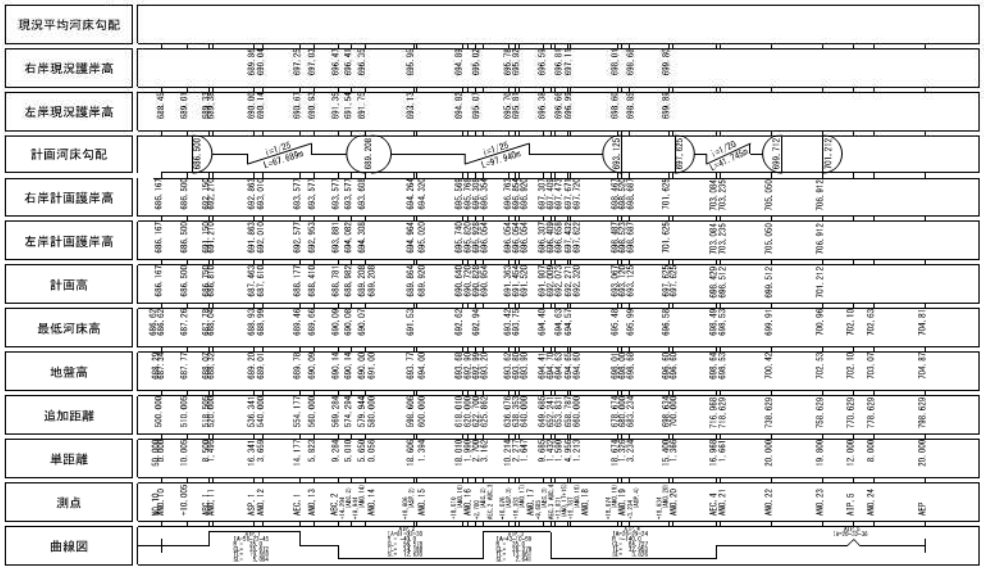
工事名	R８嬬恋川床固群他工事
図面名	全体平面図
年月日	令和　８　年　７　月　　日
縮　尺	1:1,000　図面番号　２２　嬬之内　２
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所

平面図 S=1:200


今回施工分
AEC-1
AEC-2
AEC-3
AEC-4
ABC-2
ASP-2
ASP-3
ASP-4
AIP.2
AIP.3
AIP.4
ANO.13
ANO.14
ANO.15
ANO.16
ANO.17
ANO.18
ANO.19
ANO.20
ANO.17+15.00
ANO.16+16.076(ASP.3)
ANO.16+2.700(AEC.2)
ANO.15+18.010(ANO.16)
赤羽沢
(ビ)
700.79
700.21
702.38
701.94
701.91
701.82
701.78
700.07
700.56
701.34
698.88
698.95
699.89
695.02
696.21
697.42
695.98
692.70
691.76
689.98
693.05
691.55
697.45
704.46
704.22
696.21
696.22
704.27
693.37
699.34
698.65
凡 例
今回施工分
既設
工事名 R8道沢川床固群他工事
図面名 平面図
年月日 令和 8 年 7 月 日
縮尺 S=1:200
図面番号 22 業2内 3
会社名 パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名 国土交通省 利根川水系砂防事務所
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

縦断図 V=1：200 H=1：1000





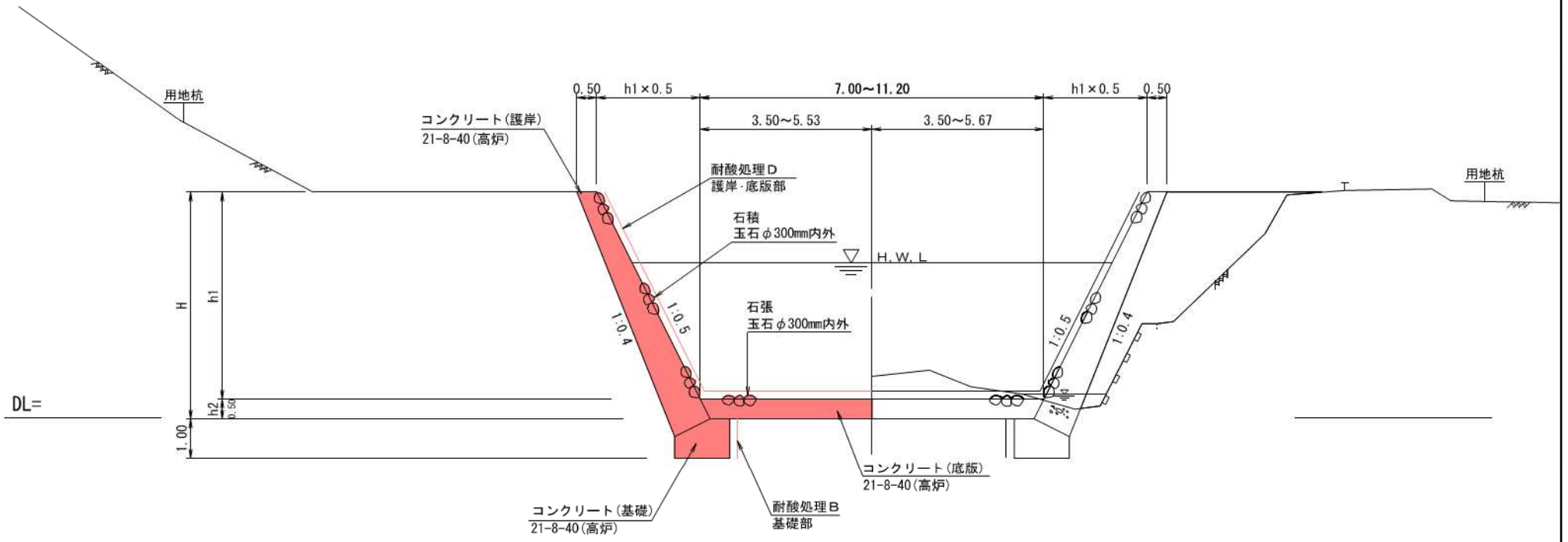
凡　例	
	今回施工分
	既設

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R6道沢川床固群他工事
図面名	縦断図
年月日	令和　8　年　7　月　日
縮尺	V=1：200 H=1：1000
図面番号	22 某之内 4
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所

標準横断図 S=1:50

[2号帯工～四号床固工垂直壁間]



凡　例	
	今回施工分

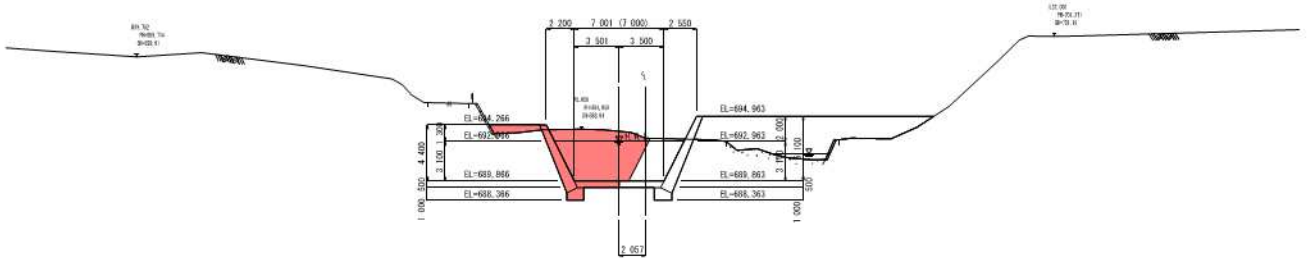
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8雷沢川床固群他工事
図面名	標準横断図
年月日	令和　8　年　7　月　日
縮尺	S=1:50
図面番号	22 業2内 5
会社名	
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所

横断図（１）S=1:200

(ASP. 2)
PH=
GH=693.24

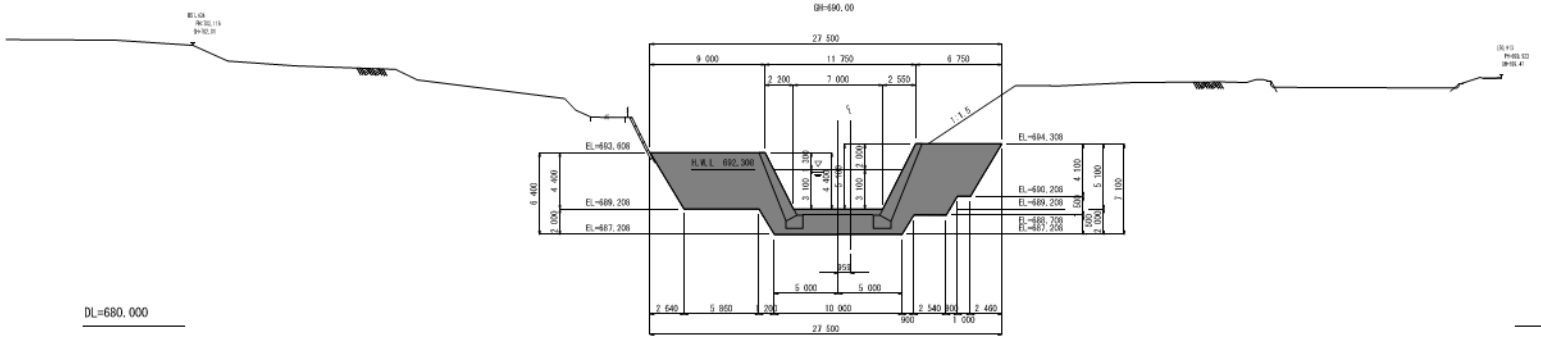
ANO. 14+18. 606
PH=689. 864
GH=693. 77



DL=680. 000

(ANO. 14)
PH=
GH=690. 08

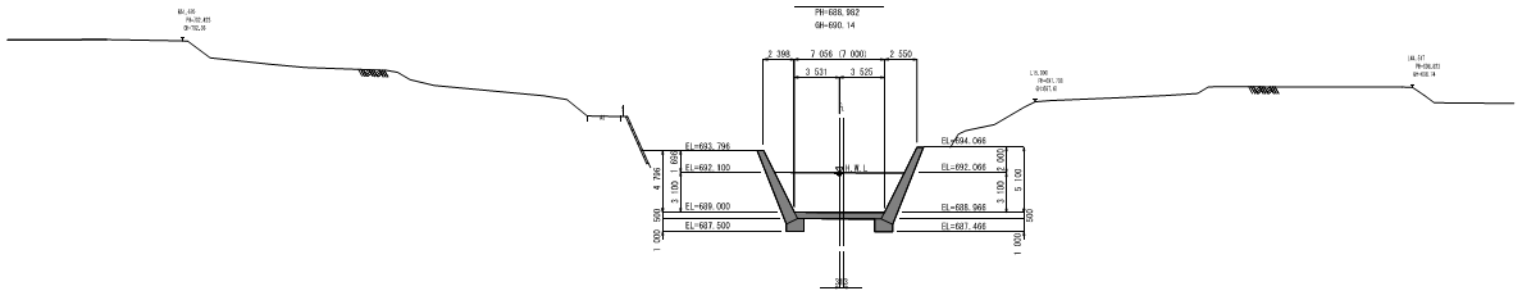
ANO. 13+19. 944
PH=689. 208
GH=690. 00



DL=680. 000

(ABC. 2)
PH=
GH=690. 14

ANO. 13+14. 294
PH=688. 962
GH=690. 14



DL=680. 000

凡　例

	今回施工分
	既設

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

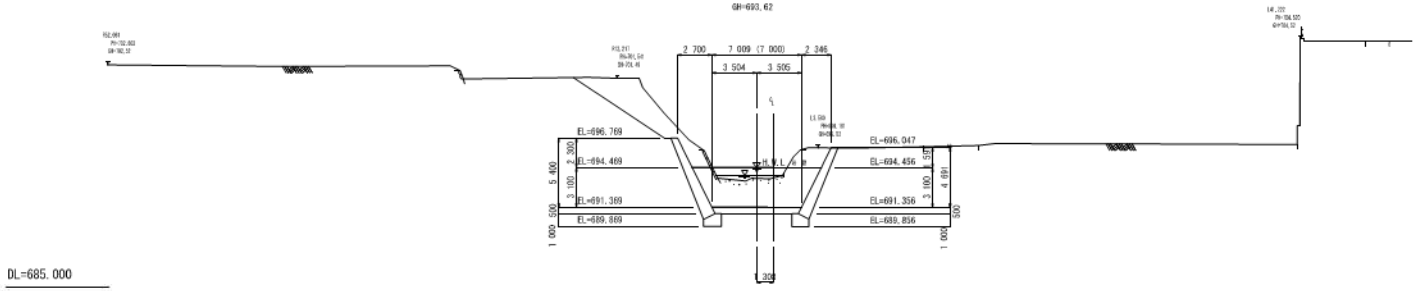
注)1.（）測点は、測量仮の測点を示す。
2.（）寸法値は、定規断面における河床幅を示す。

工事名	R８置沢川床固群他工事
図面名	横断図（１）
年月日	令和　８　年　７　月　　日
縮尺	S=1:200
図面番号	２２ 業之内 ６
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所

横断図（２）S=1:200

(ASP.3)
PH=
GH=693.67

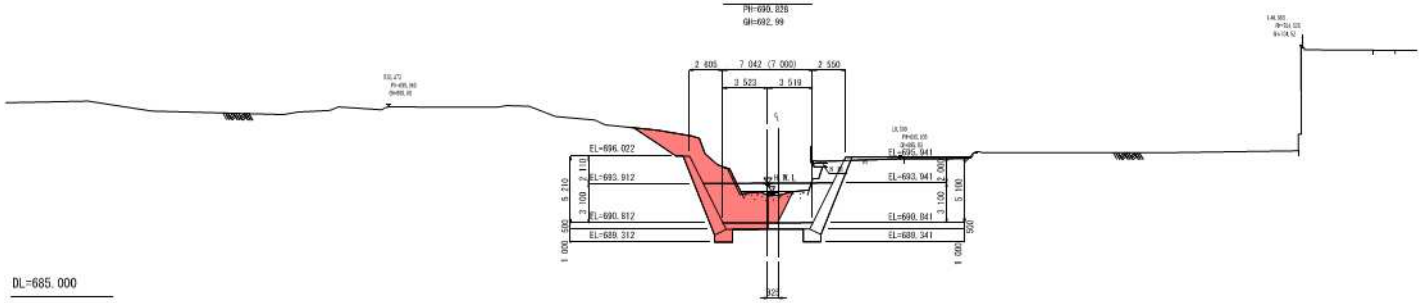
ANO.16+16.076
PH=691.363
GH=693.62



DL=685.000

(AEC.2)
PH=
GH=693.00

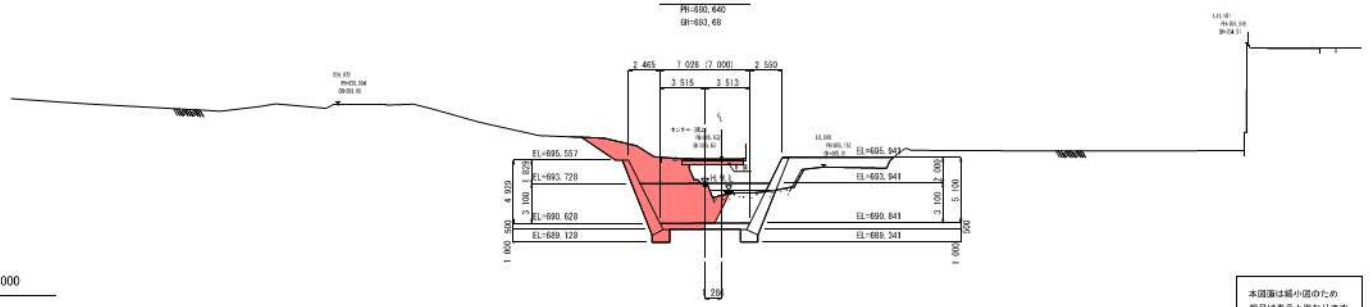
ANO.16+2.700
PH=690.826
GH=692.99



DL=685.000

(ANO.16)
PH=
GH=692.99

ANO.15+18.010
PH=690.640
GH=693.68



DL=685.000

凡　例

	今回施工分

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

注）1.（）測点は、測量CLの測点を示す。
2.（）寸法値は、定規断面における河床幅を示す。

工事名	R8直沢川床固群他工事
図面名	横断図（2）
年月日	令和　8　年　7　月　日
縮尺	S=1:200
図面番号	22 業2内 7
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所

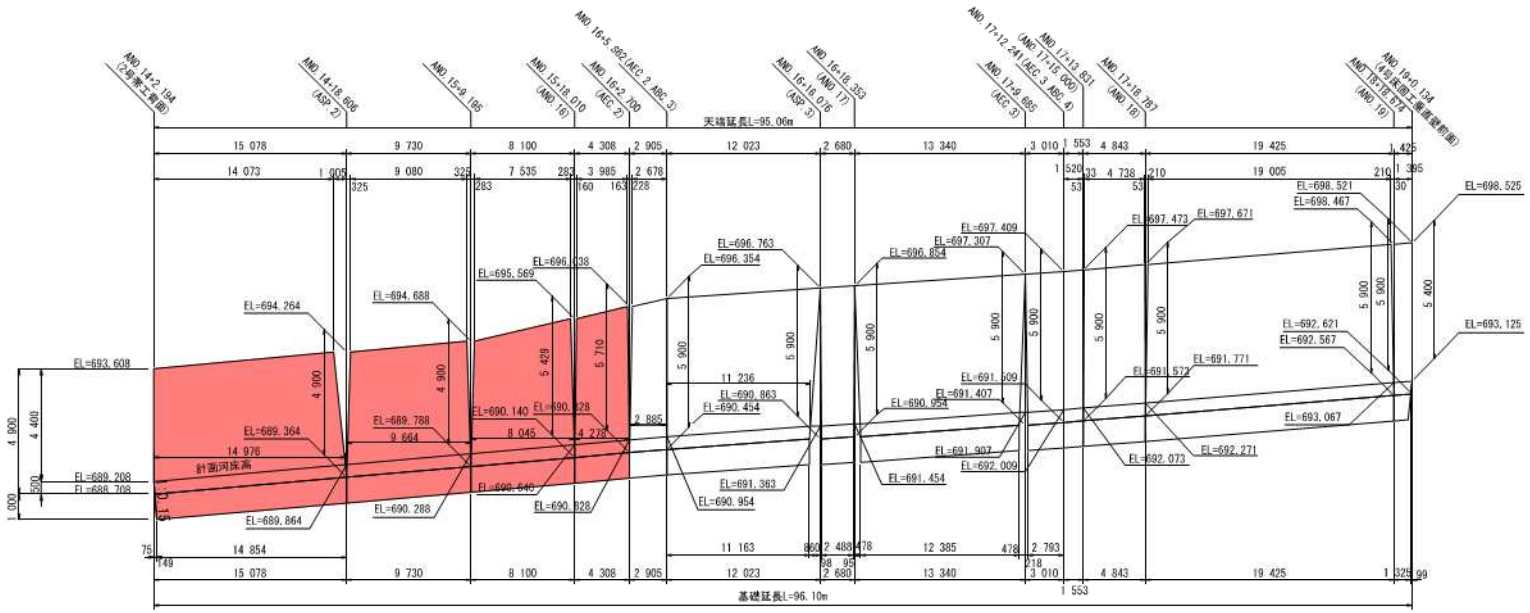
石積擁壁工展開図

V=1:100
H=1:200

(右岸側)

石積擁壁工(右岸側)

(ANO.14+2.194-ANO.19+0.134)



凡例

	今回施工分

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

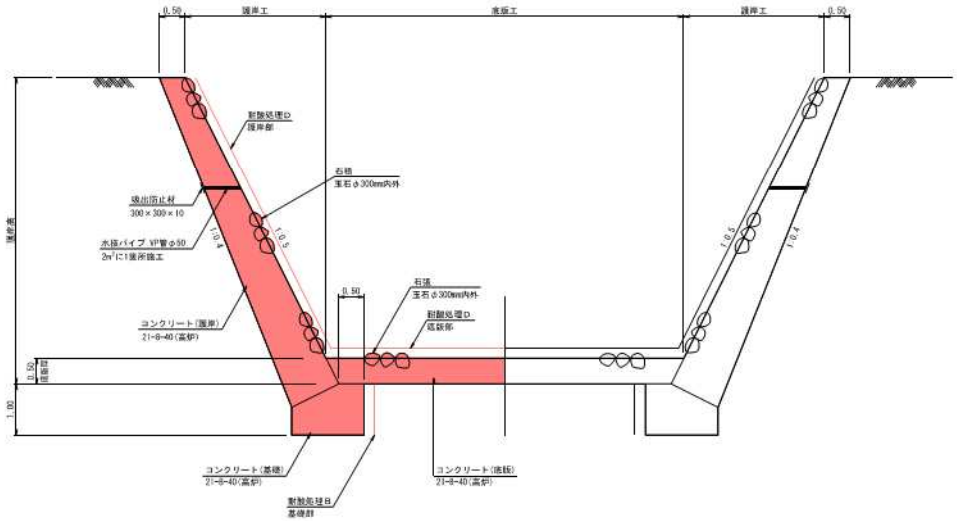
注) 旗上げ下段の( )測点は、測量仮の測点を示す。

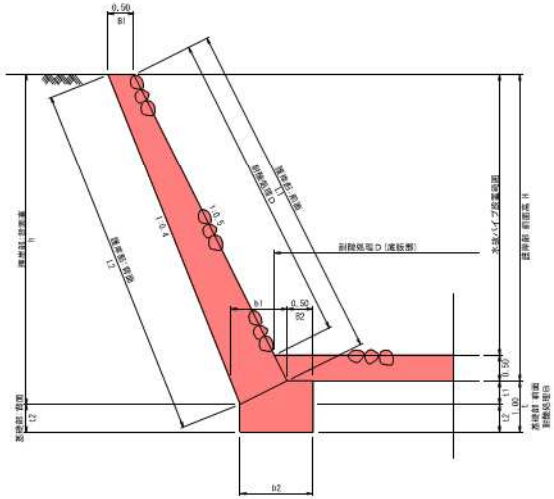
工事名	R8 置沢川床固群他工事
図面名	石積擁壁工展開図
年月日	令和 8 年 7 月 日
縮尺	V=1:100 H=1:200 / 図面番号 22 葉之内 8
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所

石積擁壁工構造図

［２号帯工～四号床固工垂直壁間］

石積擁壁工標準断面図 S=1:50





標準断面：寸法および断面積算式

区　分		符号	単位	寸法および算式	備　考
護岸部寸法	前面高	H	m	-	
	背面高	h	m	H+t1	
	前面法長	L1	m	H×1.118	1:0.5
	背面法長	L2	m	h×1.077	1:0.4
	上　幅	B1	m	0.50	
	下　幅	b1	m	0.50+(0.5−0.4)×H	
護岸部断面	上　部	[1]	m2	(B1+b1)×H×1/2	
	下　部	[2]	m2	b1×t1×1/2	
	断面積	A1	m2	[1]+[2]	
基礎部寸法	上　幅	B2	m	0.50	
	下　幅	b2	m	0.50+t1/0.5	
	全　高	t	m	1.00	
	上　高	t1	m	b1/(1/0.5+0.4)	
	下　高	t2	m	t−t1	
基礎部断面	上　部	[3]	m2	(B2+b2)×t1×1/2	
	下　部	[4]	m2	b2×t2	
	断面積	A2	m2	[3]+[4]	

耐酸処理工詳細図

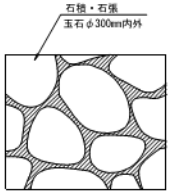
耐酸処理Ｂ

3. 耐酸性樹脂 上塗材 0.2kg/m2以上
2. 耐酸性樹脂 下塗材 0.5kg/m2以上
1. 樹脂接着剤 A1プライマー 0.15kg/m2以上

コンクリート

耐酸処理Ｄ

5. 耐酸性樹脂 上塗材 0.17kg/m2以上(2回目)
4. 樹脂接着剤 上塗用プライマー 0.122kg/m2以上
3. 耐酸性樹脂 上塗材 0.17kg/m2以上(1回目)
2. 耐酸性樹脂 モルタル用エポキシ樹脂 3.09kg/m2以上
   硅砂 樹脂モルタル用珪砂 15.448kg/m2以上 5号･7号(4:6)
1. 樹脂接着剤 プライマー 0.17kg/m2以上





※上図ハッチング部に酸性対策を施す。

凡　例

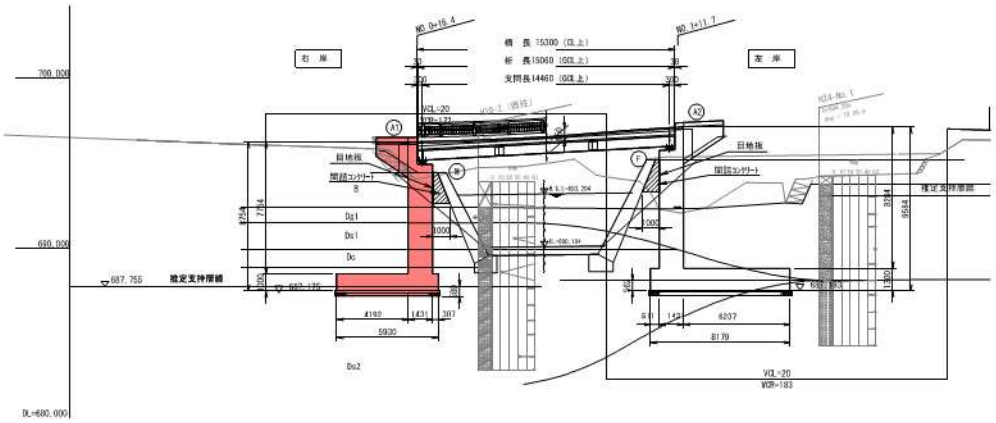
	今回施工分

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

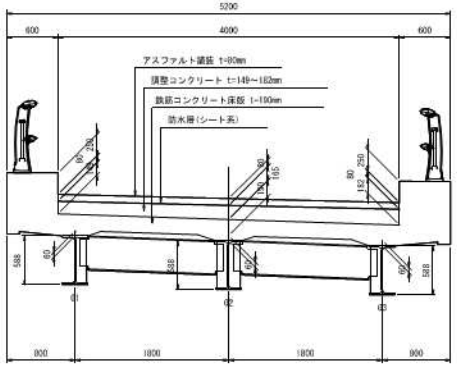
工事名	R８置沢川床固群他工事
図面名	石積擁壁工構造図
年月日	令和　８　年　７　月　　日
縮　尺	図示
図面番号	２２ 東之内 ９
会社名	
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所

鹿生橋 全体一般図

側面図 S=1:150

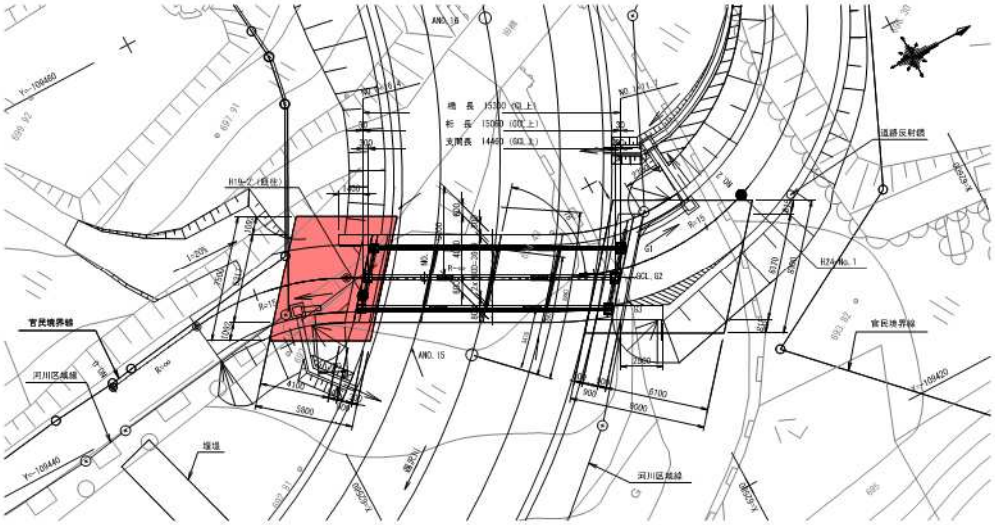


標準断面図 S=1:30



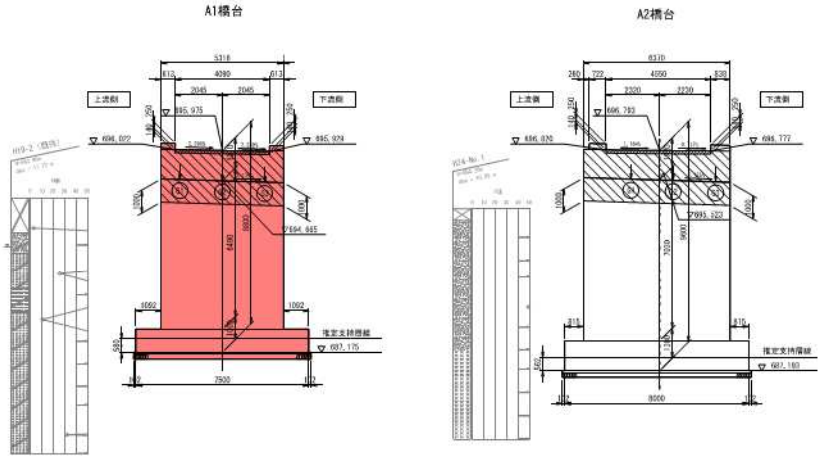
設計条件		
橋長	15,300 m (GL上)	
道路規格	第3種 第5級 (設計速度 V=20km/h)	
活荷重	A活荷重	
形式	上部工	単純活荷重合成H形鋼桁橋
	下部工	橋台(A1・A2) : 逆T式橋台
	基礎工	橋台(A1・A2) : 直接基礎
桁長	15.060 m (GL上)	
支間長	14.640 m (GL上)	
幅員	総幅員	5.200 m
	有効幅員	4.000 m
斜角	θ=78° 00' 00"	
平面線形	R=∞ ~ R=15	
縦断勾配	3.629% ~ 6.000% ~ 2.950%	VCR=163 ~ 180m
横断勾配	2.500% 2.000% ~ 2.000% 2.000%	2.000% 2.000%
耐震設計条件	耐震設計上の重要度	A種の橋
	地域別補正係数	A2地域 Cz = 1.00
	地盤種別	I種地盤
支承	固定支承、可動支承	
落橋防止システム	橋軸方向 : 桁かかり長	
	直角方向 : なし	
設計水平震度	レベル1	A1橋台 : Kh=0.20
	軸方向	A2橋台 : Kh=0.20
舗装	アスファルト舗装 t=80mm	
使用材料	上部工 鋼材	SM400, SM490Y, SS400, S10T
	上部工 鉄筋	SD345
	下部工 コンクリート	σ_{ck} = 24 N/mm²
	下部工 鉄筋	SD345
適用示方書	道路橋示方書・同解説Ⅰ, Ⅱ, Ⅳ, Ⅴ編 (平成29年11月) 静岡県 道路構造物・設計要領 (令和6年3月)	

平面図 S=1:150



凡例
：河川区域線
：官民境界線

下部工正面図 S=1:100

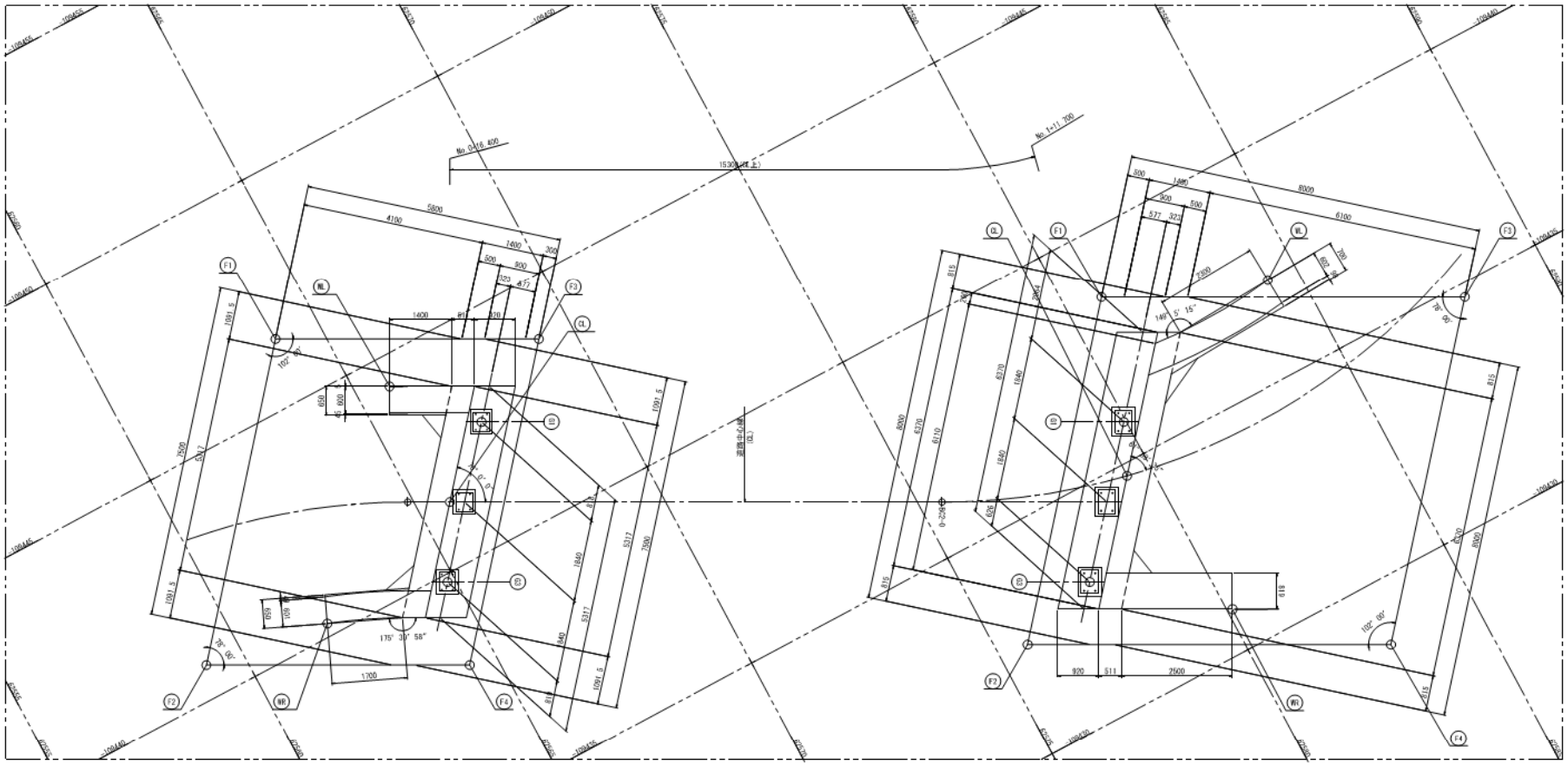


凡例	
	今回施工分

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R8道沢川床固群他工事
図面名	鹿生橋 全体一般図
年月日	令和 8 年 7 月 日
縮尺	図示
図面番号	22業之内11
会社名	砂防エンジニアリング株式会社
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所

下部工座標図 S=1:50



A1橋台

ポイント			X	Y
道路中心		CL	62565.7151	-109441.3942
支承	左側	G1	62567.1916	-109442.6463
	右側	G3	62564.8208	-109439.8312
底版	起点側左	F1	62563.9823	-109446.4775
	起点側右	F2	62559.1509	-109440.7410
	終点側左	F3	62569.2127	-109443.6842
	終点側右	F4	62564.3813	-109437.9477
翼壁	左側	WL	62565.7416	-109444.3276
	右側	WR	62561.9938	-109440.2824

A2橋台

ポイント			X	Y
道路中心		CL	62579.4397	-109434.7321
支承	左側	G1	62579.9463	-109435.8347
	右側	G3	62577.5754	-109433.0196
底版	起点側左	F1	62580.8293	-109436.5553
	起点側右	F2	62575.6758	-109432.4354
	終点側左	F3	62588.0436	-109434.7025
	終点側右	F4	62582.8902	-109428.5835
翼壁	左側	WL	62584.3149	-109437.1296
	右側	WR	62580.1195	-109430.9670

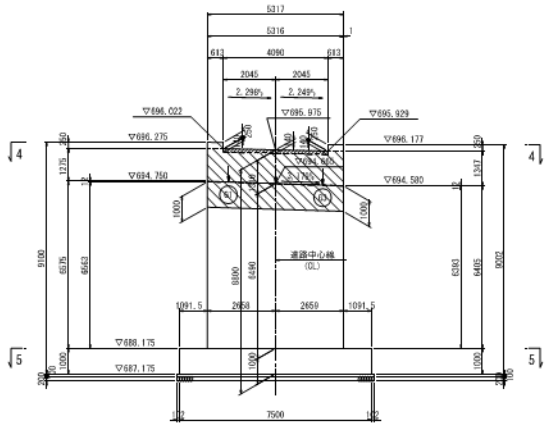
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

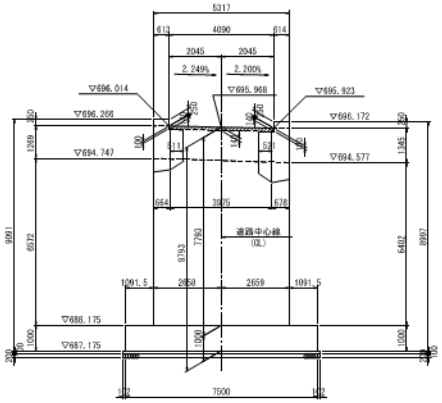
工事名	RB還沢川床固群他工事		
図面名	下部工座標図		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮尺	適宜	図面番号	22業之内11
会社名	砂防エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

A1橋台 構造一般図（その１） S=1:100

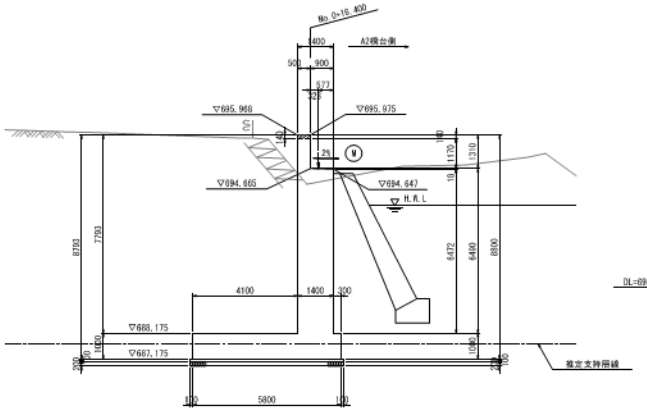
前面図（1－1）



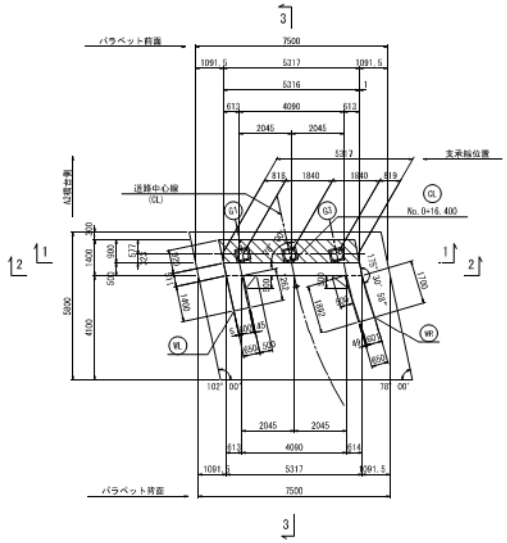
背面図（2－2）



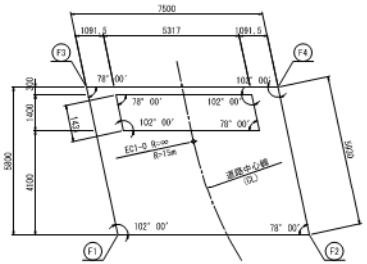
断面図（3－3）



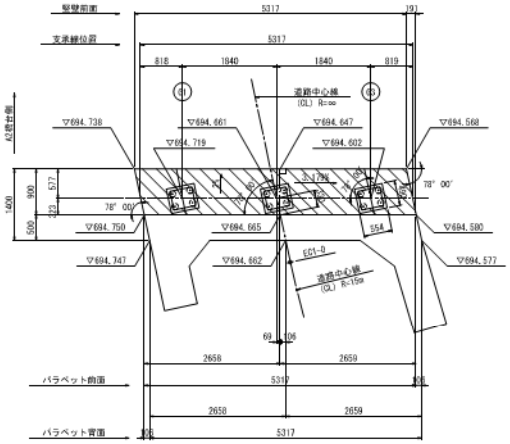
平面図（4－4）



平面図（5－5）



橋座平面図 S=1:50



平面座標値

ポイント			X	Y
道路中心		CL	62565.7151	-109441.3942
支承	左側	G1	62567.1916	-109442.6463
	右側	G3	62564.8208	-109439.8312
底版	起点側左	F1	62563.9823	-109446.4775
	起点側右	F2	62559.1509	-109440.7410
	終点側左	F3	62569.2127	-109443.6842
	終点側右	F4	62564.3813	-109437.9477
翼壁	左側	WL	62565.7416	-109444.3276
	右側	WR	62561.9938	-109440.2824

注1) 上図の標高は、橋座天端の高さを示す。
注2) コンクリート表面保護工は、普通モルタルまで施すこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例

	今回施工分

使用材料一覧表

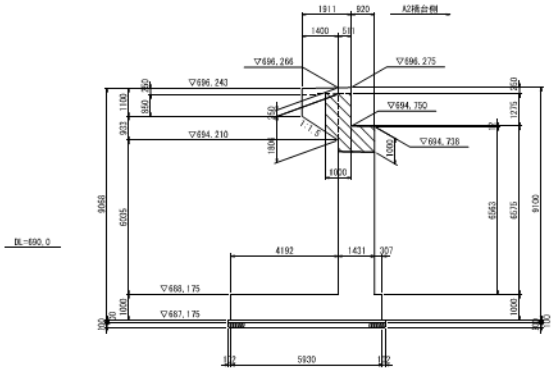
コンクリート	躯体	σck=24N/mm2
	底版	σck=24N/mm2
	均しコン	σck=18N/mm2
鉄筋		SD345

・施工時は、座標図を確認すること。
・伸縮装置後打ち部は伸縮装置詳細図を参照のこと。
・▨ は伸縮装置部（上部工施工）を示す。
・▧ は、耐酸処理工の施工範囲を示す。
・耐酸処理工の仕様は、耐酸処理Bとする。

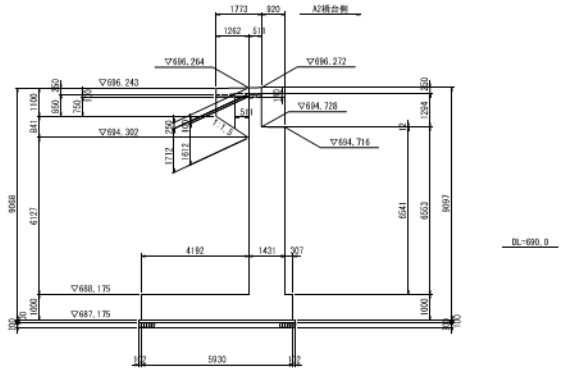
工事名	R8遠沢川床固群他工事
図面名	A1橋台 構造一般図（その１）
年月日	令和 8 年 7 月 日
縮尺	図示
図面番号	２２業之内１２
会社名	砂防エンジニアリング株式会社
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所

A1橋台 構造一般図(その２) S=1:100

左側ウィング外面図 (1 － 1)

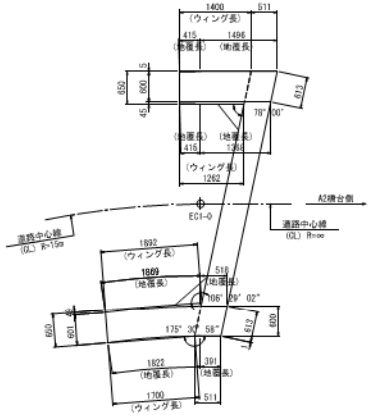


左側ウィング内面図 (2 － 2)



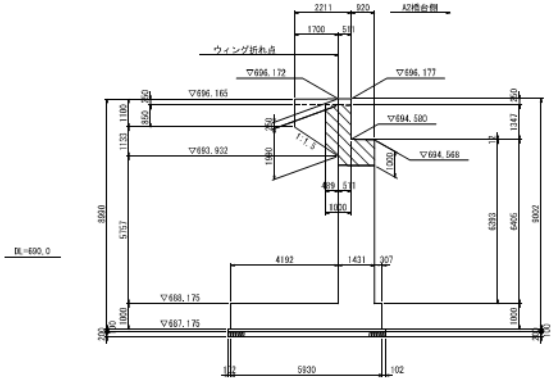
地覆シフト図 S=1:50

＜左側ウィングおよび地覆＞

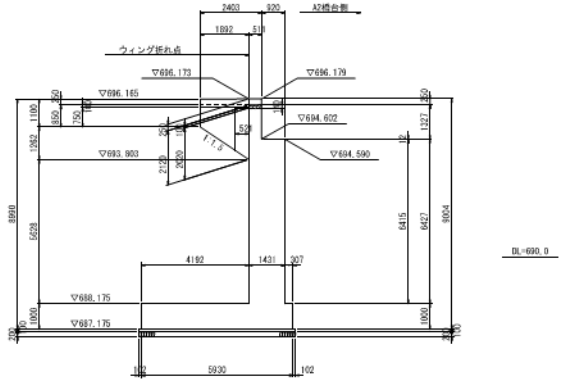


＜右側ウィングおよび地覆＞

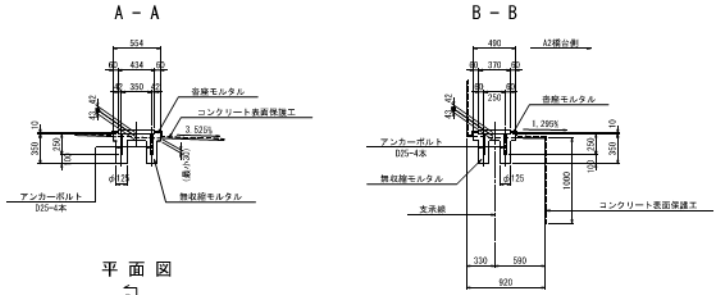
右側ウィング外面図 (3 － 3)



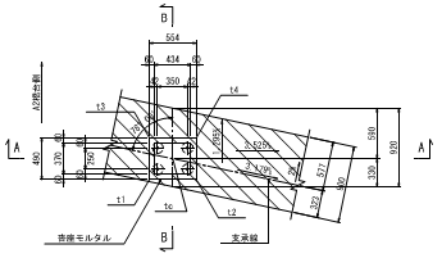
右側ウィング内面図 (4 － 4)



支承箱抜き詳細図 S=1:30



平面図

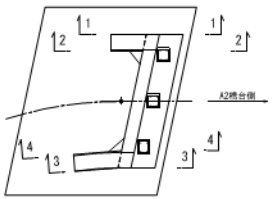


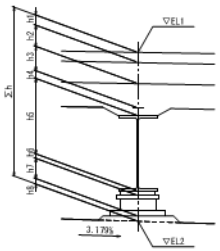
音座モルタル厚

	G1 ～ G2
t0	42
t1	29
t2	49
t3	35
t4	55

※上表のモルタル厚は、
余盛り10mmを含まない厚さを示す。

位置図





構造高表(支承線上)

項目		G1	CL	G3
路面計画高	▽EL1	▽696.024	▽695.981	▽695.938
舗装厚	h1	0.080	――	0.080
調整コンクリート厚	h2	0.150	――	0.181
床版厚	h3	0.190	――	0.190
ハンチ高	h4	0.060	――	0.060
桁高	h5	0.589	――	0.589
ソールプレート厚	h6	0.034	――	0.034
支承高	h7	0.160	――	0.160
音座モルタル厚	h8	0.042	――	0.042
構造高合計	Σh	1.305	――	1.336
下部工天端高	▽EL2	▽694.719	▽694.661	▽694.602
橋座面勾配	横断		3.179%	

・▨ は伸縮装置部(上部工施工)を示す。
・▧ は、耐酸処理工の施工範囲を示す。
・耐酸処理工の仕様は、耐酸処理Bとする。

注1) 支承の据え付けおよび、無収縮モルタルは上部工施工とする。
注2) コンクリート表面保護工は、音座モルタルまで施すこと。

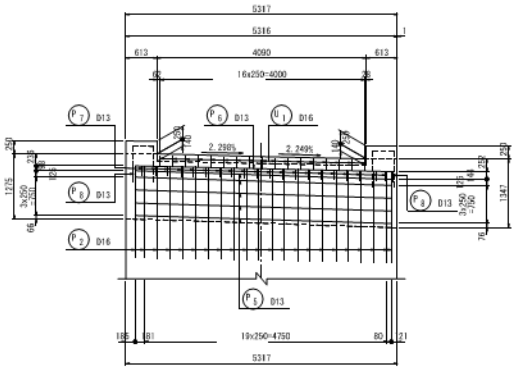
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

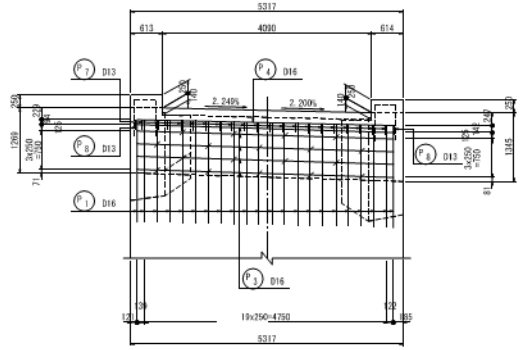
工事名	RB遮沢川床固群他工事		
図面名	A1橋台 構造一般図(その2)		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮尺	別添	図面番号	２２業之内１３
会社名	砂防エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

A1橋台 配筋図（その１） S=1:50

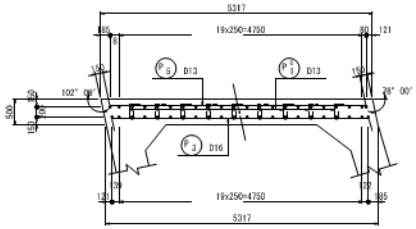
1 － 1



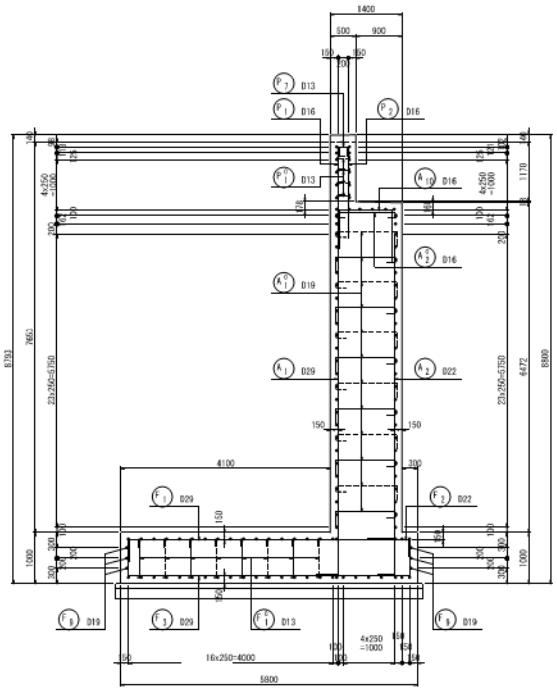
2 － 2



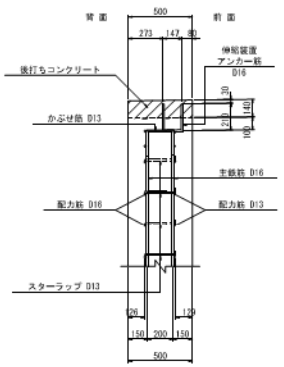
3 － 3



4 － 4

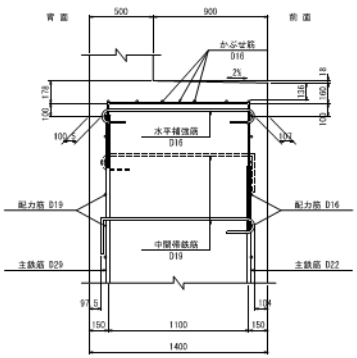


パラペットかぶり詳細図 S=1:20



注）スターラップの半円形フックは、背面主鉄筋にかけること。

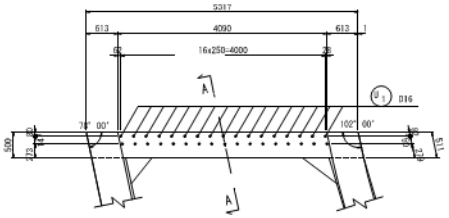
竪壁かぶり詳細図 S=1:20



注1）水平補強筋の半円形フックは、配力筋にかけること。

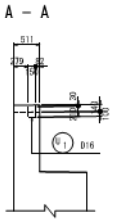
注2）中間帯鉄筋の半円形フックは、千鳥配置で配力筋にかけること。

伸縮装置アンカー筋配置図



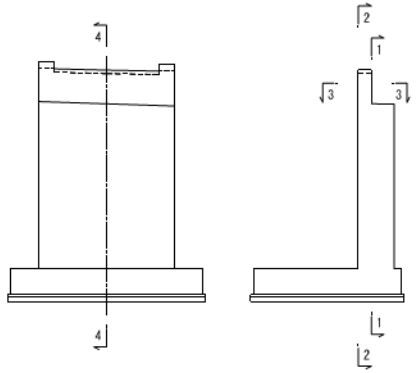
注）アンカー筋配置は、伸縮装置詳細図を参照のうえ、整合を図ること。

A － A





位置図



使用材料一覧表

コンクリート	躯　体	σck=24N/mm2
	底　版	σck=24N/mm2
	均　し	σck=18N/mm2
鉄　筋		SD345

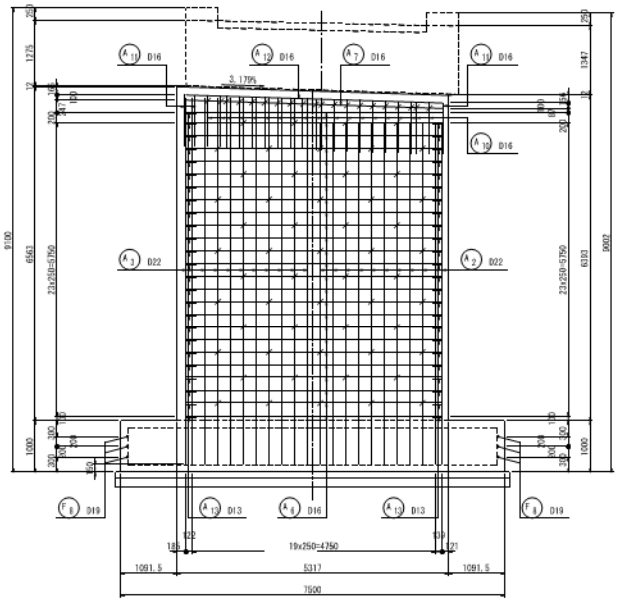
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

凡　例
今回施工分

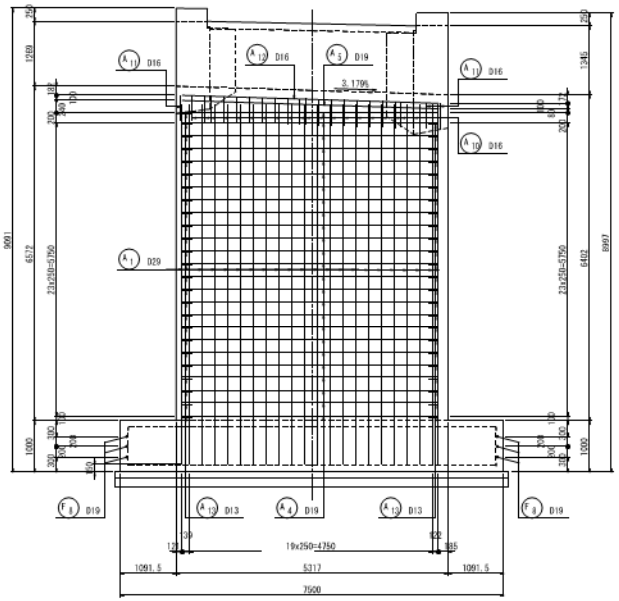
工事名	RB還沢川床固群他工事		
図面名	A1橋台 配筋図（その１）		
年月日	令和　8　年　7　月　日		
縮尺	1/50	図面番号	２２業之内１４
会社名	砂防エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所		

A1橋台 配筋図（その２） S=1:50

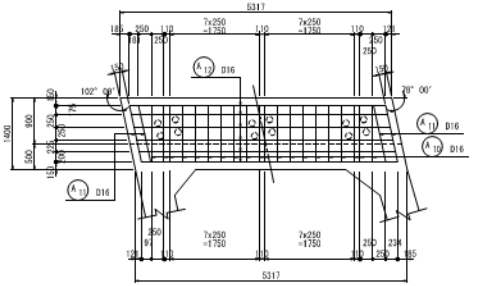
1 － 1



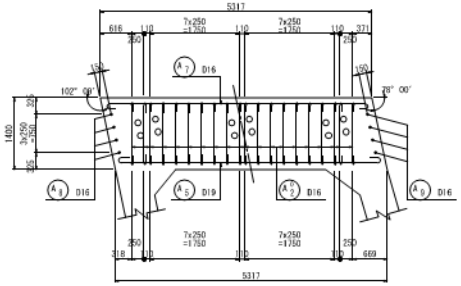
2 － 2



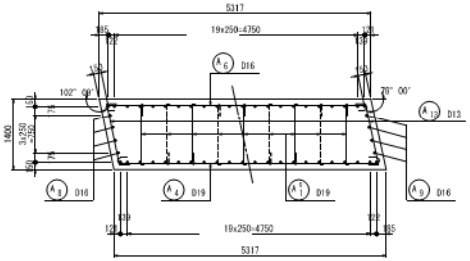
3 － 3



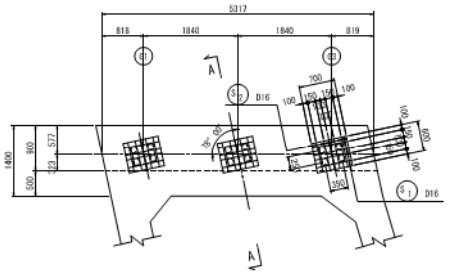
4 － 4



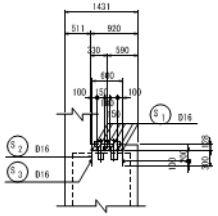
5 － 5



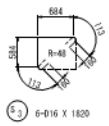
支承部補強配筋図



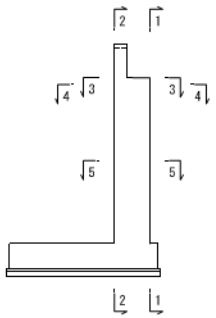
A － A







位置図

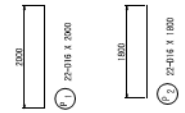


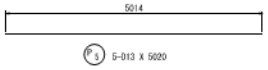
凡　例	
	今回施工分

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

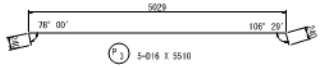
工事名	RB還沢川床固群他工事		
図面名	A1橋台 配筋図（その２）		
年月日	令和　８　年　７　月　　日		
縮　尺	図示	図面番号	２２業之内１５
会社名	砂防エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所		

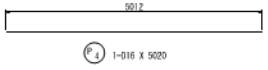
A1橋台 配筋図（その３） S=1:50

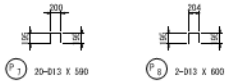


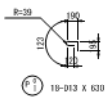


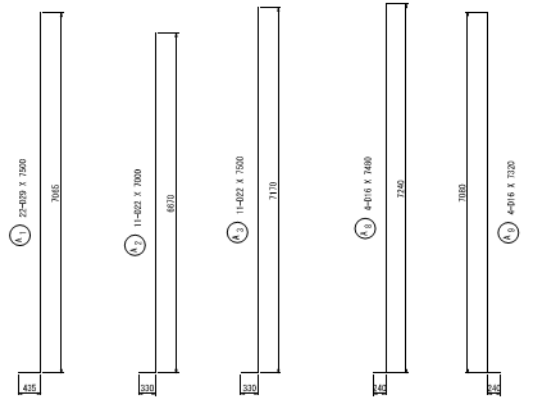


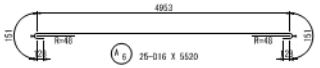


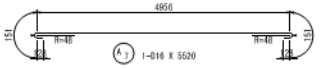




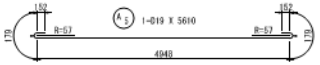


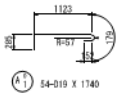


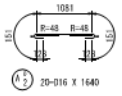


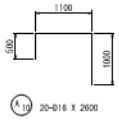


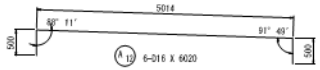


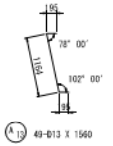












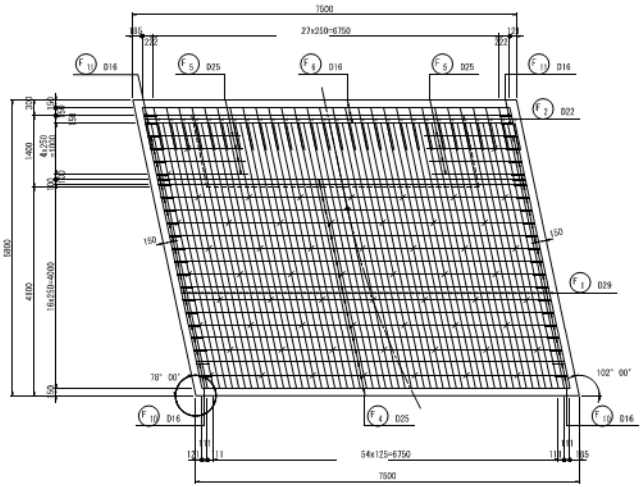
凡　例
今回施工分

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

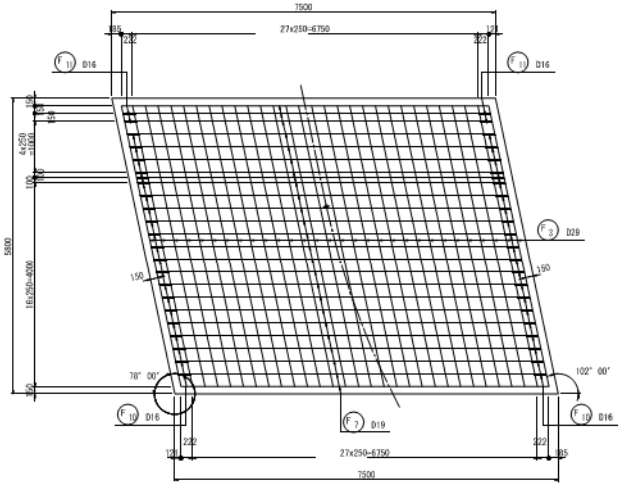
工事名	R８遠沢川床固群他工事
図面名	A1橋台 配筋図（その３）
年月日	令和　８　年　７　月　　日
縮尺	図示
図面番号	２２業之内１６
会社名	砂防エンジニアリング株式会社
事務所名	国土交通省　利根川水系砂防事務所

A1橋台 配筋図（その４） S=1:50

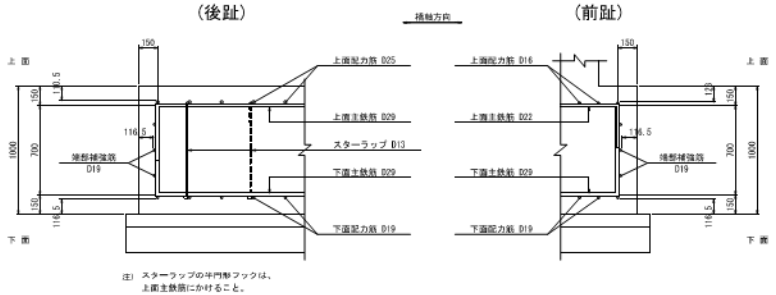
1 － 1



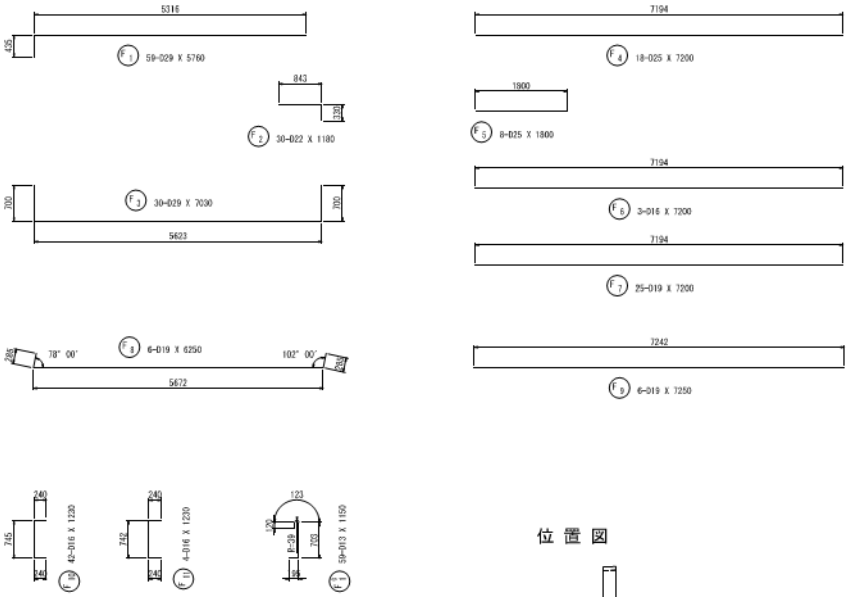
2 － 2



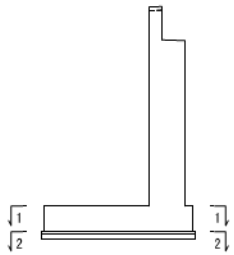
フーチングかぶり詳細図 S=1:20



(注) スターラップの半円形フックは、上面主鉄筋にかけること。



位置図



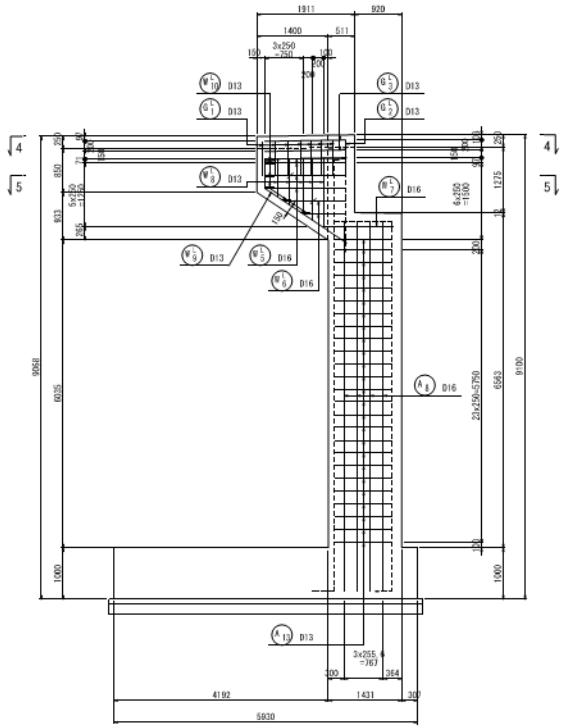
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡 例	
	今回施工分

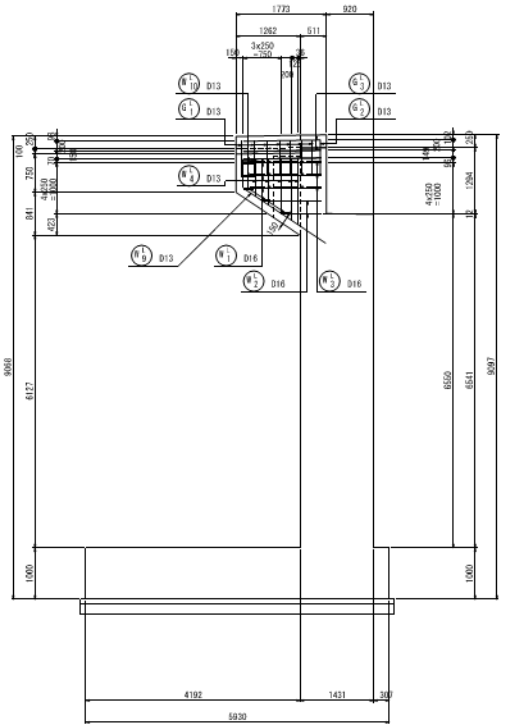
工事名	RB遮沢川床固群他工事		
図面名	A1橋台 配筋図（その４）		
年月日	令和 ８ 年 ７ 月 日		
縮尺	適宜	図面番号	２２業之内１７
会社名	砂防エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

A1橋台 配筋図（その５） S=1:50

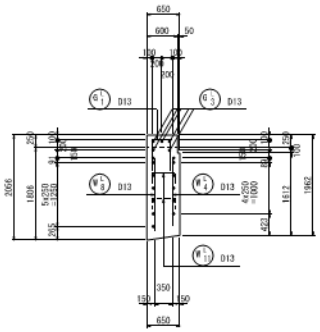
1 － 1



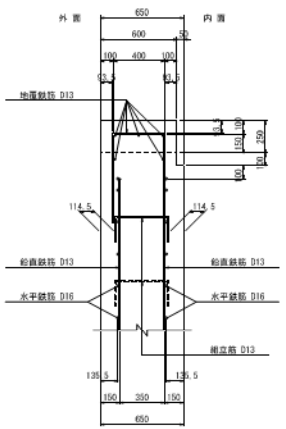
2 － 2



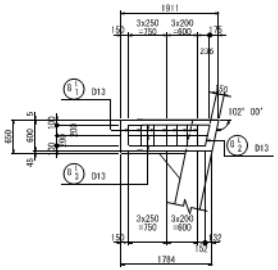
3 － 3



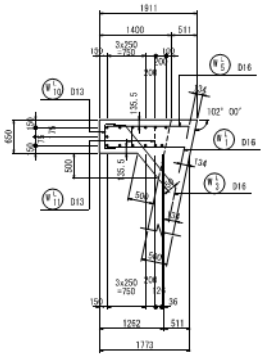
左側ウィングかぶり詳細図 S=1:20

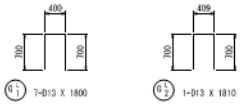


4 － 4

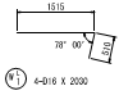


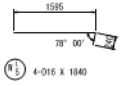
5 － 5

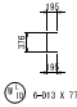


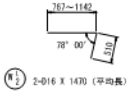


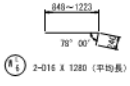




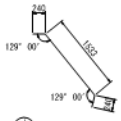


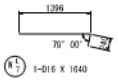






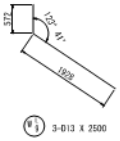




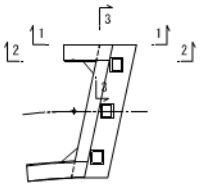








位置図



注）鉄筋加工図の平均長は、加重平均で算出した長さを示す。

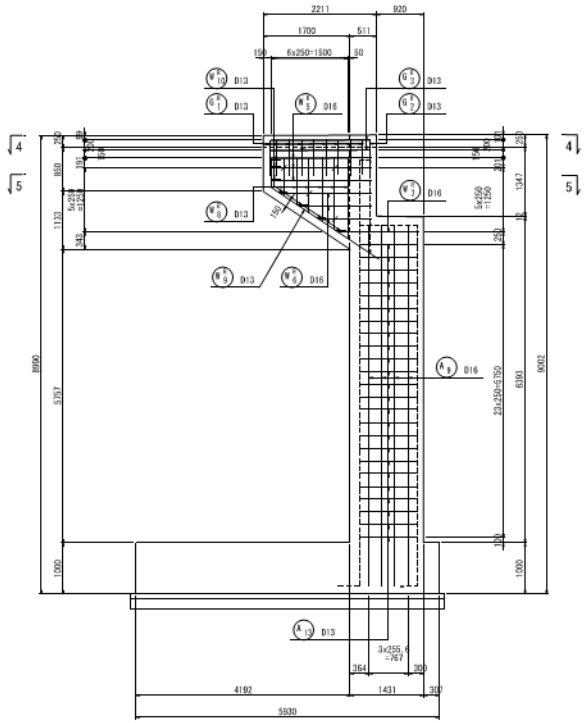
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例
今回施工分

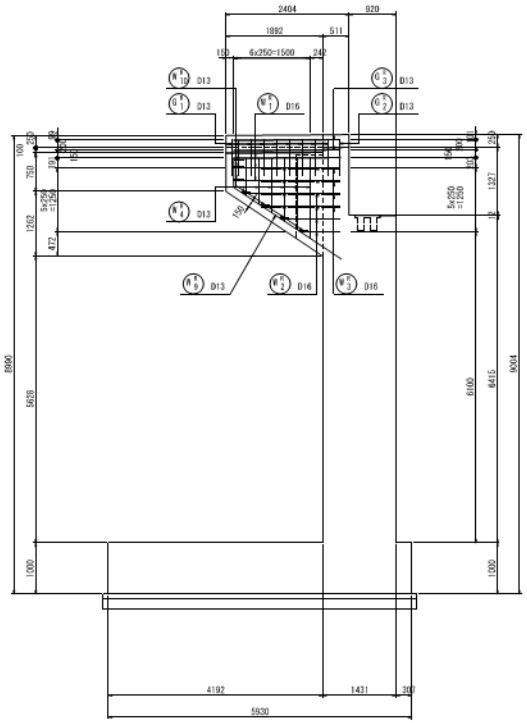
工事名	RB遠沢川床固群他工事		
図面名	A1橋台 配筋図（その５）		
年月日	令和 ８ 年 ７ 月 日		
縮尺	図示	図面番号	２２業之内１８
会社名	砂防エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

A1橋台 配筋図（その６） S=1:50

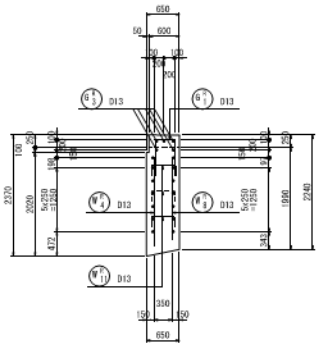
1 － 1



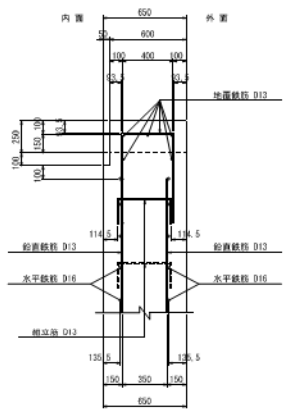
2 － 2

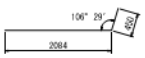


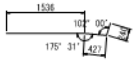
3 － 3



右側ウィングかぶり詳細図 S=1:20

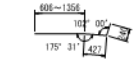



3-D16 X 2540

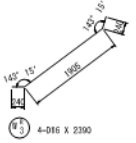

3-D16 X 2210

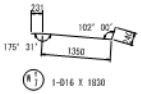

7-D13 X 770

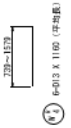

4-D16 X 1800（平均長）

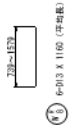

3-D16 X 1650（平均長）


4-D13 X 800

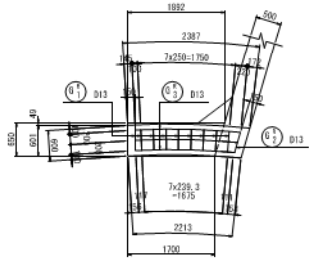

4-D16 X 2390


1-D16 X 1930

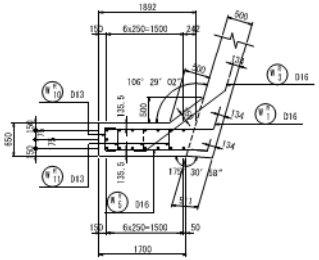

6-D13 X 1160（平均長）


6-D13 X 1160（平均長）

4 － 4

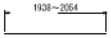


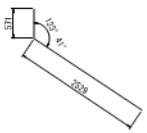
5 － 5



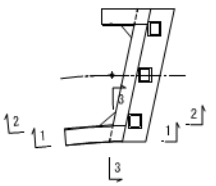

9-D13 X 1800


1-D13 X 1810


5-D13 X 2000（平均長）


3-D13 X 3100

位置図



凡例	
	今回施工分

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	RB還沢川床固群他工事
図面名	A1橋台 配筋図（その６）
年月日	令和 ８ 年 ７ 月 日
縮尺	図示
図面番号	２２業之内１９
会社名	砂防エンジニアリング株式会社
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所

注） 鉄筋加工図の平均長は、加重平均で算出した長さを示す。

A1橋台 配筋図

鉄筋質量表

記号	径	長さ	本数	単位質量	1本当り質量	質量	摘要
P_1	D16	2000	22	1.56	3.12	69	
P_2	〃	1800	22	〃	2.81	62	
P_3	〃	5510	5	〃	8.60	43	
P_4	〃	5020	1	〃	7.83	8	
P_5	D13	5020	5	0.995	4.99	25	
P_6	〃	5020	1	〃	4.99	5	
P_7	〃	590	20	〃	0.59	12	
P_8	〃	600	2	〃	0.60	1	
						225 kg	
P'_1	D13	630	18	0.995	0.63	11	
						11 kg	
U_1	D16	570	17	1.56	0.89	15	
						15 kg	
A_1	D29	7500	22	5.04	37.80	832	
A_2	D22	7000	11	3.04	21.28	234	
A_3	〃	7500	11	〃	22.80	251	
A_4	D19	5610	25	2.25	12.62	316	
A_5	〃	5610	1	〃	12.62	13	
A_6	D16	5520	25	1.56	8.61	215	
A_7	〃	5520	1	〃	8.61	9	
A_8	〃	7480	4	〃	11.67	47	
A_9	〃	7320	4	〃	11.42	46	
A_{10}	〃	2600	20	〃	4.06	81	
A_{11}	〃	2630	4	〃	4.10	16	
A_{12}	〃	6020	6	〃	9.39	56	
A_{13}	D13	1560	49	0.995	1.55	76	
						2192 kg	
A'_1	D19	1740	54	2.25	3.92	212	
A'_2	D16	1640	20	1.56	2.56	51	
						263 kg	
S_1	D16	1300	18	1.56	2.03	37	
S_2	〃	1200	21	〃	1.87	39	
S_3	〃	1820	6	〃	2.84	17	
						93 kg	
F_1	D29	5760	59	5.04	29.03	1713	
F_2	D22	1180	30	3.04	3.59	108	
F_3	D29	7030	30	5.04	35.43	1063	
F_4	D25	7200	18	3.98	28.66	516	
F_5	〃	1800	8	〃	7.16	57	
F_6	D16	7200	3	1.56	11.23	34	
F_7	D19	7200	25	2.25	16.20	405	
F_8	〃	6250	6	〃	14.06	84	
F_9	〃	7250	6	〃	16.31	98	
F_{10}	D16	1230	42	1.56	1.92	81	
F_{11}	〃	1230	4	〃	1.92	8	
						4167 kg	
F'_1	D13	1150	59	0.995	1.14	67	
						67 kg	

記号	径	長さ	本数	単位質量	1本当り質量	質量	摘要
胸 L_1	D16	2030	4	1.56	3.17	13	
胸 L_2	〃	1470	2	〃	2.29	5	
胸 L_3	〃	2020	3	〃	3.15	9	
胸 L_4	D13	1060	5	0.995	1.05	5	
胸 L_5	D16	1840	4	1.56	2.87	11	
胸 L_6	〃	1280	2	〃	2.00	4	
胸 L_7	〃	1640	1	〃	2.56	3	
胸 L_8	D13	1070	5	0.995	1.06	5	
胸 L_9	〃	2500	3	〃	2.49	7	
胸 L_{10}	〃	770	6	〃	0.77	5	
胸 L_{11}	〃	800	2	〃	0.80	2	
						69 kg	
胸 S_1	D16	2540	3	1.56	3.96	12	
胸 S_2	〃	1800	4	〃	2.81	11	
胸 S_3	〃	2390	4	〃	3.73	15	
胸 S_4	D13	1160	6	0.995	1.15	7	
胸 S_5	D16	2210	3	1.56	3.45	10	
胸 S_6	〃	1650	3	〃	2.57	8	
胸 S_7	〃	1830	1	〃	2.85	3	
胸 S_8	D13	1160	6	0.995	1.15	7	
胸 S_9	〃	3100	3	〃	3.08	9	
胸 S_{10}	〃	770	7	〃	0.77	5	
胸 S_{11}	〃	800	4	〃	0.80	3	
						90 kg	
G_1	D13	1800	7	0.995	1.79	13	
G_2	〃	1810	1	〃	1.80	2	
G_3	〃	1550	5	〃	1.54	8	
						23 kg	
胸 G_1	D13	1800	9	0.995	1.79	16	
胸 G_2	〃	1810	1	〃	1.80	2	
胸 G_3	〃	2000	5	〃	1.99	10	
						28 kg	

合計	D29	3600 kg
	D25	573 kg
	D22	593 kg
	D19	1128 kg
	D16	1038 kg
	D13	303 kg
総質量		7243 kg

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

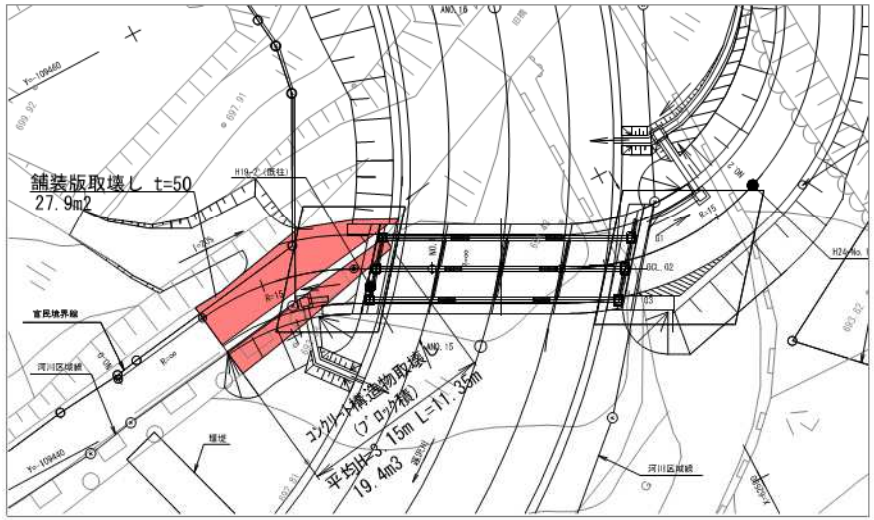
凡例

	今回施工分

工事名	RB遮沢川床固群他工事		
図面名	A1橋台 配筋図(その7)		
年月日	令和 8 年 7 月 日		
縮尺	—	図面番号	22業之内20
会社名	砂防エンジニアリング株式会社		
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所		

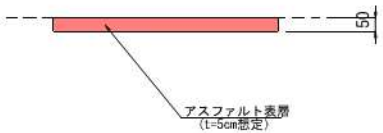
構造物取壊し工詳細図

平面図 S=1:150



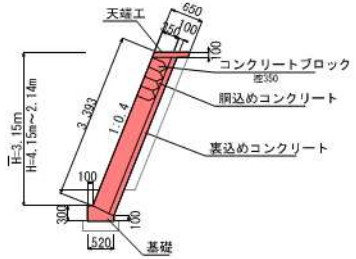
舗装版取壊し詳細図 S=1:10

アスファルト舗装



コンクリート構造物取壊し(ブロック積)詳細図 S=1:50

H=4.15m～2.14m



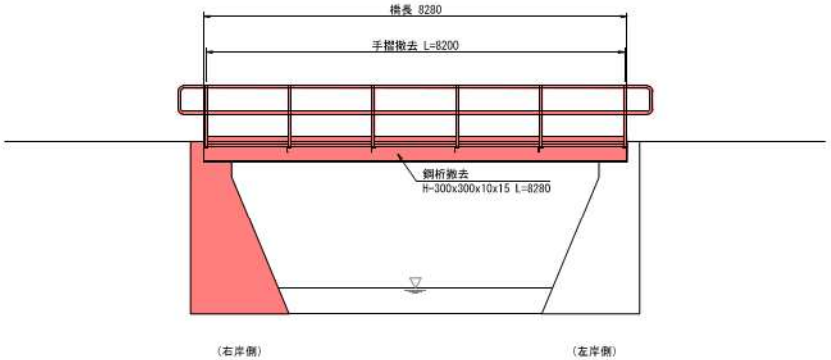
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

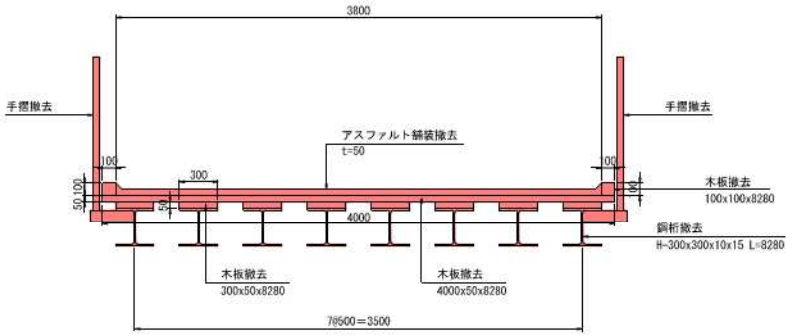
工事名	R8富沢川床固群他工事
図面名	構造物取壊し工詳細図
年月日	令和 8 年 7 月 日
縮尺	図示 / 図面番号 22 変之内 21
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所

旧橋撤去一般図

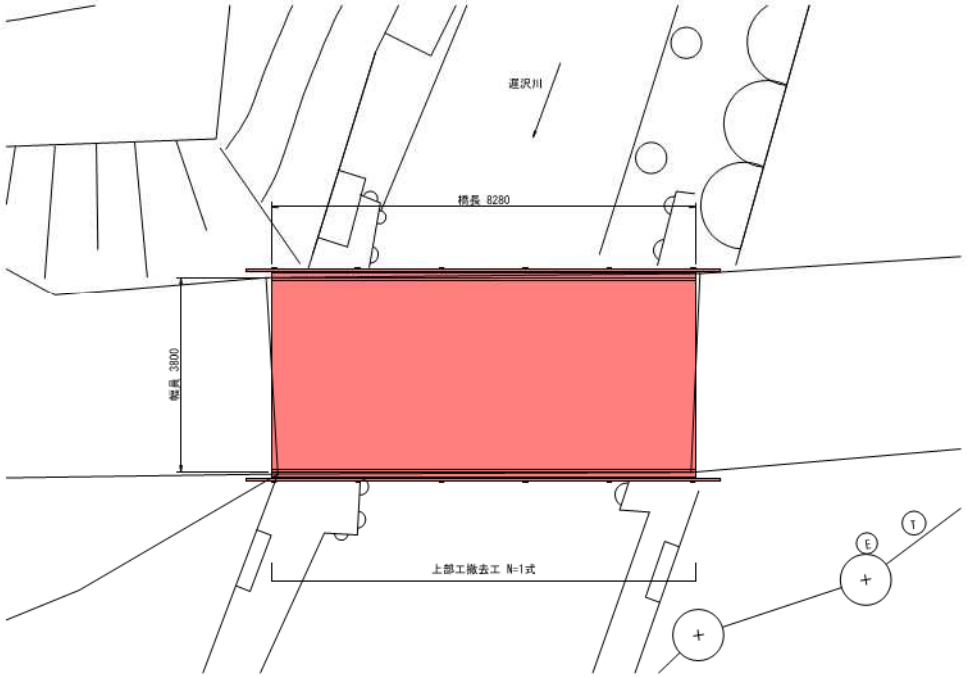
側面図 S=1:50



断面図 S=1:20



平面図 S=1:50



本図面は縮小図のため
期尺は表示と異なります。

凡例	
	今回施工分

※橋梁形状は既存資料を基に復元しているが、不足している箇所は想定としているため、現場において実寸を計測すること。

工事名	R8遅沢川床固群他工事
図面名	旧橋撤去一般図
年月日	令和 8 年 7 月 日
縮尺	図示 / 図面番号 22 東之内 22
会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 利根川水系砂防事務所